

## 令和2年度(下半期)障害者基幹相談支援センター運営状況一覧

障害者基幹相談支援センター運営評価の目的、根拠、方法等については、資料 2(1)1 のとおり。

事業所名		中央区障害者基幹相談支援センター	花見川区障害者基幹相談支援センター	稲毛区障害者基幹相談支援センター	若葉区障害者基幹相談支援センター	緑区障害者基幹相談支援センター	美浜区障害者基幹相談支援センター
人員配置基準 (常勤換算)	専門職員数	5名以上	4名以上	4名以上	4名以上	4名以上	3名以上
	事務職員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名
計画(障害児) 相談支援との 兼務の状況	兼務職員数の推移	1(R2.10.1) →1(R3.3.31)	1(R2.10.1) →0(R3.3.31)	3(R2.10.1) →3(R3.3.31)	3(R2.10.1) →2(R3.3.31)	3(R2.10.1) →3(R3.3.31)	1(R2.10.1) →1(R3.3.31)
	兼務利用者数の推移	50(R2.10.1) →50(R3.3.31)	23(R2.10.1) →0(R3.3.31)	294(R2.10.1) →223(R3.3.31)	140(R2.10.1) →60(R3.3.31)	485(R2.10.1) →489(R3.3.31)	185(R2.10.1) →179(R3.3.31)
実績報告書 ※		資料 2(1)アのとおり	資料 2(1)イのとおり	資料 2(1)ウのとおり	資料 2(1)エのとおり	資料 2(1)オのとおり	資料 2(1)カのとおり
相談支援実績	利用者実人数	259 人	202 人	200 人	278 人	215 人	164 人
	相談支援件数	2,265 件	1,863 件	1,011 件	2,919 件	1,373 件	1,194 件
	相談支援実績	資料 2(1)2 のとおり					
業務時間外の緊急時支援件数		13 件	2 件	2 件	0 件	6 件	0 件
地域の相談支援体制の強化 の取組	相談支援事業者に対する指導・助言の件数	85 件	16 件	24 件	19 件	5 件	20 件
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	13 件	6 件	10 件	5 件	5 件	5 件
	相談機関との連携強化の取組の実施件数	43 件	51 件	23 件	7 件	26 件	5 件
自己評価結果	自己評価シート	資料 2(1)A のとおり	資料 2(1)B のとおり	資料 2(1)C のとおり	資料 2(1)D のとおり	資料 2(1)E のとおり	資料 2(1)F のとおり
	「はい」と答えた項目数	52(96.3%)	48(88.9%)	51(94.4%)	53(98.1%)	36(66.7%)	44(81.5%)
	「いいえ」と答えた項目数	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(1.9%)	1(1.9%)
	「どちらともいえない」と答えた項目数	1(1.9%)	6(11.1%)	0(0%)	0(0%)	6(11.1%)	5(9.3%)
	「該当なし」と答えた項目数	1(1.9%)	0(0%)	3(5.6%)	1(1.9%)	11(20.4%)	4(7.4%)
市による実地調査の結果		適正	適正	適正	適正	適正	適正
評価にかかる特記事項		R3.4.16 千葉県千葉中央警察署より感謝状受領(適切な支援により地域住民の平穏で安全な生活に多大な貢献をした)					

※ 各区実績報告書(資料 2(1)ア～カ)中に記載の別紙1～4、月次報告書の添付は省略

# 資料 2(1)1

## 令和2年度障害者基幹相談支援センター運営評価の実施について

### 1 目的

障害者基幹相談支援センターが、契約仕様書や市が定めた運営方針に沿って運営されているかの運営状況を点検することにより、センターの業務水準の維持、向上を図る。また、自己評価結果等について地域自立支援協議会に諮り、市のホームページ等にて公表することでセンター運営の客観性を確保する。

### 2 根拠

地域生活支援事業実施要綱に下記の記載あり。

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。

### 3 実施方法

- (1) 各区障害者基幹相談支援センターにて自己評価を実施。
- (2) 障害福祉サービス課担当者により各区障害者基幹相談支援センターが人員、設備等の基準を満たしているか等を実地に調査。
- (3) 既に提出されている年次実績報告、(1)の自己評価結果、(2)の实地調査結果について、地域自立支援協議会全体会にて意見聴取を実施。
- (4) 既に提出されている年次実績報告、(1)の自己評価結果、(2)の实地調査結果、(3)地域自立支援協議会意見について市のホームページにて公表。

### 4 評価項目について

自己評価、实地調査項目については、市が定めた仕様書及び運営方針に沿った項目とする。

## 1 相談支援を利用している障害者等の人数（基幹R2 下半期）

## 中央区

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	235	39	1	39	122	1	0	33
障害児	24	2	1	9	3	5	0	4
計	259	41	2	48	125	6	0	37

## 花見川区

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	170	23	1	54	61	3	4	34
障害児	32	2	0	5	2	12	0	12
計	202	25	1	59	63	15	4	46

## 稲毛区

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	182	20	3	72	78	11	4	9
障害児	18	0	0	12	0	7	0	0
計	200	20	3	84	78	18	4	9

## 若葉区

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	246	93	0	50	93	2	6	22
障害児	32	3	0	12	0	15	0	2
計	278	96	0	62	93	17	6	24

## 緑区

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	123	5	0	45	53	18	2	18
障害児	92	4	0	39	0	33	0	14
計	215	9	0	84	53	51	2	32

## 美浜区

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	119	37	0	22	42	7	4	13
障害児	45	4	0	13	2	25	0	1
計	164	41	0	35	44	32	4	14

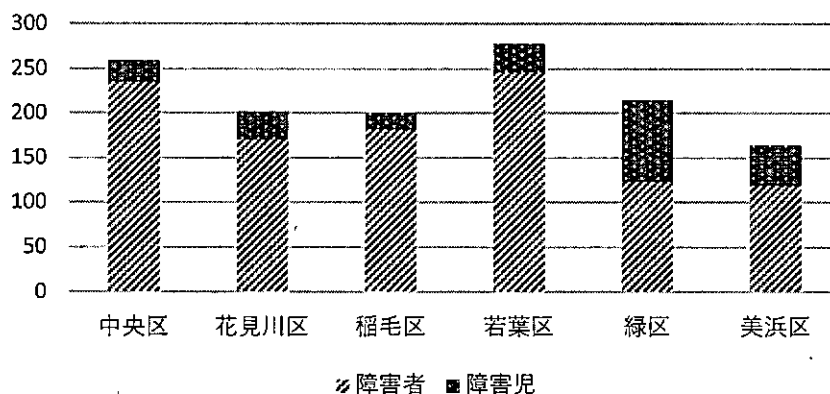
## 全区合計

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者	1,075	217	5	282	449	42	20	129
障害児	243	15	1	90	7	97	0	33
計	1,318	232	6	372	456	139	20	162

## 区別実人員

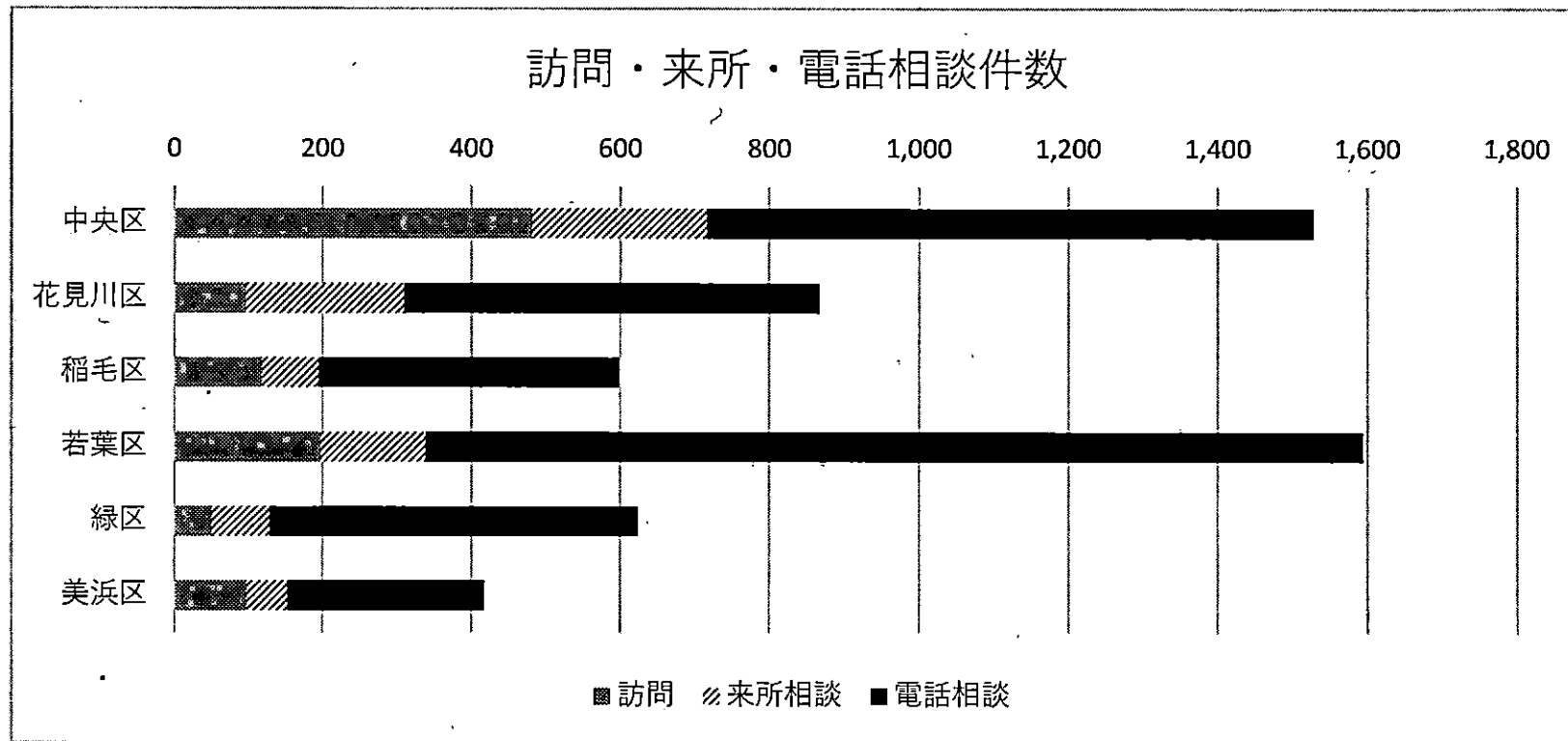
	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
障害者	235	170	182	246	123	119
障害児	24	32	18	32	92	45
計	259	202	200	278	215	164

区別の相談支援利用者（実人数）



## 2 支援方法（基幹R 2 下半期）

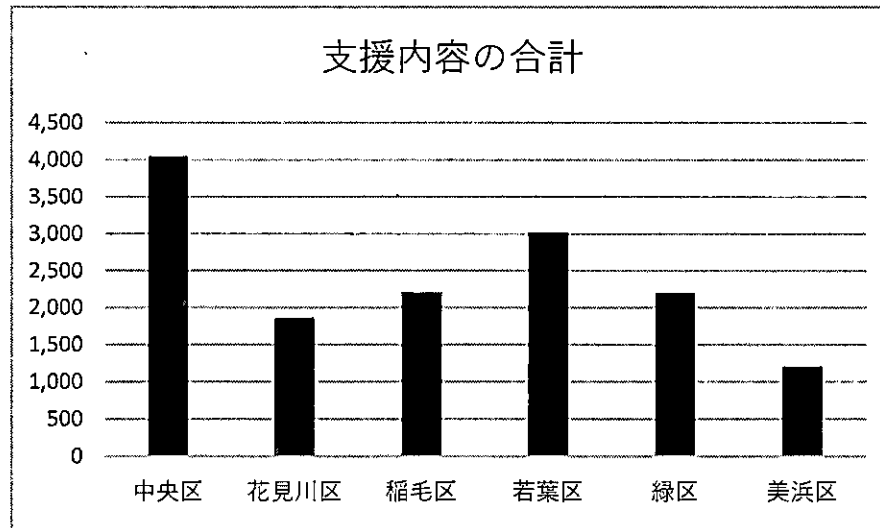
	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
中央区	481	235	193	812	33	79	193	239	2,265
花見川区	96	214	44	557	16	24	908	4	1,863
稲毛区	118	77	51	403	75	21	266	0	1,011
若葉区	197	142	57	1,255	30	26	1,175	37	2,919
緑区	50	79	26	495	23	31	668	1	1,373
美浜区	97	56	29	265	17	17	706	7	1,194
合計	1,039	803	400	3,787	194	198	3,916	288	10,625



### 3 支援内容（基幹R2下半期）

	福祉サービスの利用等に関する支	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する	保育・教育に関する支	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
中央区	265	487	560	237	84	541	238	865	171	276	142	179	4,045
中央区(再掲) ピアカウンセラー	6	42	76	33	1	22	40	79	31	72	6	17	425
花見川区	658	49	207	197	45	39	82	276	56	3	48	203	1,863
稲毛区	455	165	248	372	14	265	238	209	134	44	23	38	2,205
若葉区	1,436	109	110	951	4	25	36	101	49	17	15	169	3,022
緑区	379	154	152	100	162	170	86	20	66	3	2	906	2,200
美浜区	652	29	78	42	1	26	67	48	49	2	12	201	1,207
合計	3,845	993	1,355	1,899	310	1,066	747	1,519	525	345	242	1,696	14,542

※ピアカウンセラーの配置は、中央区のみ。



# 4 支援開始時間帯 (基幹R 2 下半期)

## 中央区

	9~13時	13~17時	17~21時	21~1時	1~5時	5~9時
開所日 (月~土)	800	955	176	7	0	12
閉所日 (日祝)	21	12	7	1	1	0
計	821	967	183	8	1	12

開所時間内	1,755
開所時間外	237
計	1,992

88%  
12%

## 花見川区

	9~13時	13~17時	17~21時	21~1時	1~5時	5~9時
開所日 (月~土)	780	982	40	3	0	1
閉所日 (日祝)	10	14	2	1	0	0
計	790	996	42	4	0	1

開所時間内	1,762
開所時間外	71
計	1,833

96%  
4%

## 稲毛区

	9~13時	13~17時	17~21時	21~1時	1~5時	5~9時
開所日 (月~土)	436	467	91	2	0	10
閉所日 (日祝)	4	0	0	0	0	1
計	440	467	91	2	0	11

開所時間内	903
開所時間外	108
計	1,011

89%  
11%

## 若葉区

	9~13時	13~17時	17~21時	21~1時	1~5時	5~9時
開所日 (月~土)	1,254	1,501	112	9	0	16
閉所日 (日祝)	9	13	3	2	0	0
計	1,263	1,514	115	11	0	16

開所時間内	2,755
開所時間外	164
計	2,919

94%  
6%

## 緑区

	9~13時	13~17時	17~21時	21~1時	1~5時	5~9時
開所日 (月~土)	528	669	129	0	2	10
閉所日 (日祝)	15	15	4	0	0	0
計	543	684	133	0	2	10

開所時間内	1,197
開所時間外	175
計	1,372

87%  
13%

## 美浜区

	9~13時	13~17時	17~21時	21~1時	1~5時	5~9時
開所日 (月~土)	805	162	90	9	0	0
閉所日 (日祝)	2	0	1	0	0	0
計	807	162	91	9	0	0

開所時間内	967
開所時間外	102
計	1,069

90%  
10%

## 合計

	9~13時	13~17時	17~21時	21~1時	1~5時	5~9時
開所日 (月~土)	4,603	4,736	638	30	2	49
閉所日 (日祝)	61	54	17	4	1	1
計	4,664	4,790	655	34	3	50

開所時間内	9,339
開所時間外	857
計	10,196

92%  
8%

## 令和2年度 実績報告書（年次）

中央区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容	
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり	
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり	
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり	
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	あんしんケアセンター等と連携し、各種相談への対応を実施した。 (10月9件、11月15件、12月12件、1月18件、2月14件、3月17件)
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	10/22 地域移行進め隊として、一般相談支援ミニ講座を企画 3/2 地域移行部会「行動障害の方向けの研修」実施 3/4 医療的ケア部会スキルアップ研修・12新規事業所向け研修実施 毎月の意見交換会では、就労支援・モニタリング・児童発達支援等について講師を招いて勉強を行った。※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	千葉県弁護士会福祉委員会に出席 キャリアセンター会議に出席 区内あんしんケアセンターの地域ケア会議に出席 パロワーク、特別支援学校等と進路に困難を抱える子どもの進路を考える「子どもの未来を考える会」立ち上げ。※詳細は、月次報告書のとおり
		学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	12/11 松が丘小学校5年生向けに精神障害者の理解の授業 3/22 市立養護特別支援学校より、今年度卒業生の引継ぎ ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	12/8 意見交換会において、講師を招きモニタリングについての情報共有を行った。
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	精神障害者にも対応した地域包括ケアの推進事業 広め隊会議に出席 12/12 地域に暮らす精神障害者の理解研修の企画開催（川戸公民館・オンライン）※詳細は、月次報告書のとおり
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	「子どもの未来を考える会」企画運営 1/6・14 刑務所から出所の方の面会、お迎え、調整会議 石郷岡病院からの相談に地域移行支援事業所と連携
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・地域部会実施日：10/28、12/23、2/22 ・相談支援事業所意見交換会：10/14、11/12、12/8、1/15、2/16（4区合同）、3/19 ・3部会：10/21、11/13、12/9、1/21、2/18、3/17 ・地域移行部会：10/22、12/8、3/2 ※詳細は、月次報告書のとおり	
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援	・相談者に対する成年後見制度の説明（32件） ・県弁護士会社会福祉委員会に出席、ケースについて情報提供 ・成年後見センター会議に出席
		障害者等に対する虐待を防止するための取組	・10/28 本人から母親への暴力があり、医療保護入院につなげた ・11/1 団地で暴れていて警察に保護された方の精神科病院への移送に協力 ・管理者が虐待防止研修を受講 ・あんしんケアセンターの虐待防止研修会にアドバイザーとして出席 ※詳細は、月次報告書のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	関係機関が開催する各種会議への参加における情報収集や意見交換、情報発信等。ホームページ上の更新 <a href="https://cckikan.or.jp/">https://cckikan.or.jp/</a> 研修録画資料等をお知らせに載せる。 パンフレットの配布等 ※詳細は、月次報告書のとおり	
8	地域生活支援拠点との連携	別紙4「地域生活支援拠点との連携状況報告」のとおり	
9	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	別添事業報告書のとおり	
10	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	事業計画書のとおり	

## 【記載に係る留意事項】

※各項目ともに主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

千葉市  
中央区障害者基幹相談支援センター  
令和2年度事業報告書

委託名：中央区障害者基幹相談支援センター運営業務委託  
受注者：社会福祉法人リバーたす  
履行場所：千葉市中央区長洲2丁目13番4号101号室  
履行期間：令和2年10月1日～令和3年3月31日



## 千葉市中央区障害者基幹相談支援センター 令和2年度事業報告

令和2年10月より、千葉市各区で障害者基幹相談支援センターが設置され、試行錯誤しながら半期の運営を行ってまいりました。まだ、中央区の住民や関係機関に対して存在を周知されていないことと、職員の経験不足が否めない点もあり、地域に役立つ存在となりきれていない状況ではございます。令和3年度以降も改善を重ねながら運営を行ってまいりたいと思いますので、ご指導をいただければ幸いです。

本報告書では、相談実績及び相談内容を分析し、中央区の障害者に関する相談の傾向等を把握することを目指しています。今回は、初年度の半期ということもあり、記録等も迷いながら行っている点もあり、十分に傾向を把握できたとはいえませんが、半期の結果をまずはお伝えしていきたいと思えます。

本センターとしては、個別支援(マイクロレベル)と地域や関係機関への働きかけ(メゾレベル・マクロレベル)を並行して行うことを目標にしておりますが、まだまだ至らない点もございませう。本報告書で活動内容等をお示しさせていただきますので、多くの方にお読みいただきご意見を賜れば幸いです。

令和3年4月

千葉市中央区障害者基幹相談支援センター

所長 伊藤佳世子

## 中央区障害者基幹相談支援センターのおもい values

### ◇ 理念

私たちは、千葉市の誰もが「自分らしく」生きられることを目指します。

### ◇ 行動指針

#### 1 ワンストップで受ける。

中央区在住の障害のある方やその関係者を中心に相談支援をきめ細やかに行う。障害種別に関わらず、総合的かつ専門的な相談支援を24時間担える体制をつくる。土日や夜間でないと相談が難しい方のため、メール、FAX、SNS等で広く相談を受け付ける仕組みを構築する。他の専門機関につなぐ必要がある相談であっても、まずは受け止め、ニーズ把握を行った上で確実につなぐ支援を行う。

#### 2 孤独な相談を中央区からなくす。

区内特定相談や障害児相談、一般相談事業者等が担当している個別の困難ケースについては、共に相談支援を行い、特定の事業所、職員が抱え込まない相談支援体制を構築することで、多くの知見を結集し課題解決を行う仕組みをつくる。公開事例検討会を行い、地域全体で課題の発見や共有、解決をする習慣をつけられるようにする。また、地域の相談支援事業所の質を高めるためのサポートをする。

#### 3 誰も取り残さない。

生活に困難を抱えつつも相談につながらない方の掘り起こしを行う。障害福祉サービスの利用にはつながらない等、例えば、引きこもっていて人との接触がほとんどないようなケースや地域に埋もれがちな8050問題(親が高齢で障害のある子どもの介護が難しくなる等)等の掘り起こしができるよう、日頃から民生委員や社会福祉協議会等との連携を保つこととする。そして、これまで見えにくかった地域課題を明確にできるようにする。また、緊急時に支援が見込めない世帯については、把握し、名簿に登録したうえで、常時の連絡体制を確保し必要な相談等を行う。

#### 4 他機関とのネットワークづくりを行う。

障害者基幹相談支援センターが行う連携は、単なる調整ではなく、関係機関の果たすべき役割を理解し、ケースに応じた適切な役割分担して、行うことである。行政はもとより、フォーマル・インフォーマルの枠を超え高齢系、児童系、司法系、社会福祉協議会、民生委員等のネットワ

ークの充実を図る。市(区)内の多様な会議に参加し、顔の見える関係づくりを行うことから開始し、ともに仕事をする中で、網羅的につながれるネットワークづくりを構築する。

### 5 地域課題の集約と解決方策の提案を図る。

自立支援協議会に情報が集約される仕組みをつくり、中央区の課題の整理を行い解決に向けたアクションが起こせるような体制づくりを目指す。中央区において、現行制度等では解決が図れない相談内容について分析し把握するとともに、その解決方策をフォーマル・インフォーマルの二つの観点で検討する。また、大きな課題については、自立支援協議会を通じて、行政課題とし、障害福祉計画・障害児福祉計画等へ盛り込む等、多様な人々の力を使って解決を図る仕組みをつくる。

## 法人概要

法人名称	社会福祉法人りべるたす (2016年4月1日登記)
主たる事務所	〒260-0802 千葉市中央区川戸町468番地1 電話 043-497-2373 FAX 043-497-2127
理事長	伊藤佳世子(千葉市)
理事	堀智貴(厚木市) 執行理事 下河原忠道(浦安市) 株式会社シルバーウッド代表取締役 高木憲司(船橋市) 和洋女子大学准教授 川畑善智(東京都) 株式会社パムックス代表取締役 竹嶋信洋(千葉市) 株式会社ベストサポート代表取締役 池田敏子(千葉市) 事務局長
評議員	武石直人(千葉市) NPO法人外国人介護人材研究所理事長 濱上賢一(千葉市) 21地区自治会連絡協議会顧問 関口幸一(袖ヶ浦市) NPO法人ほびあ代表 安形典子(柏市) 患者家族 佐久間水月(千葉市) 弁護士 栗田健(東京都) 社会福祉法人日の基福祉会理事 喜本由美子(船橋市) NPO法人ラフト代表 林晃弘(白井市) 社会福祉法人フラット理事長
監事	柳町和巳(船橋市) 税理士法人スタート代表 桑本博(船橋市) 行政書士
事業の種類	1. 第二種社会福祉事業 (イ)障害福祉サービス事業の経営 (ロ)特定相談支援事業の経営 (ハ)一般相談支援事業の経営 (ニ)障害児相談支援事業の経営 (ホ)移動支援事業の経営 (ヘ)老人居宅介護等事業の経営 2. 公益を目的とする事業 (1)研修事業 (2)診療所の経営 (3)社会福祉に関する調査研究事業 (4)福祉用具貸与・販売 (5)住宅改修 (6)居宅介護支援事業

---

所 轄 庁 千 葉 市

---

## 中央区障害者基幹相談支援センター概要

事業名称 中央区障害者基幹相談支援センター

管理者 伊藤 佳世子

所在地 〒260-0854 千葉市中央区長洲2丁目13番4号101号室

電話 043-445-7733 FAX 043-445-7785

事業開始日 令和2(2020)年10月1日 令和2年8月～9月は引継ぎ期間

事業の種類 受託内容

(ア)一般的な相談支援の実施

- ① 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- ② 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)
- ③ セルフプランの作成支援
- ④ 社会生活力を高めるための支援
- ⑤ ピアカウンセリング
- ⑥ 権利の擁護のために必要な援助
- ⑦ 専門機関の紹介 等

(イ)総合的・専門的な相談支援の実施

- ① 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

(ウ)地域の相談支援体制の強化の取組

- ① 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等)
- ③ 地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等)
- ④ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言
- ⑤ 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

(エ)地域移行・地域定着の促進の取組

- ① 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ② 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

(オ)地域自立支援協議会の運営(詳細は別紙のとおり)

- ① 各区のセンター輪番による運営事務局会議の運営
- ② 各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営

(カ)権利擁護・虐待の防止

- ① 成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援
- ② 障害者等に対する虐待を防止するための取組

(キ)障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信

## 運営方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)第77条の2に規定する「基幹相談支援センター」として、国の地域生活支援事業実施要綱に規定する各業務を行う。業務の遂行においては、下記運営方針に従うものとする。

### 1 総合的・専門的な相談支援の実施

様々な方々をワンストップで受け止めるためには、障害特性や支援方法を、基本的な知識として有することは必要であるため、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病等、高齢障害者、医療的ケアを必要とする方、触法障害者、生活困窮者、生活保護受給者等の相談支援に経験のある社会福祉士等の有国家資格者や児童、難病、知的障害、強度行動障害等に関連した研修の修了者を配置し、各種ニーズに対して適切に対応する。一方でアセスメント方法や相談援助、社会資源の創出等は、ソーシャルワークをベースとしており、障害種別にこだわらず運営する。

センターを基盤とし、ハブになり各関係機関と連携し、中央区全体で各種ニーズに対応する体制を構築していく。災害時等はSOSを出せない方がいることを想定し、区と連携し要支援名簿に基づき、訪問での支援を一件一件行う体制をつくる。

### 2 地域の横断的支援体制の強化の取り組み

中央区の地域課題として、医療的ケアを必要とする方や強度行動障害のある方、触法障害者等の行き場がなく、本人・家族等が生活に困難を抱えていることがある。他にも、重度障害者の就労の促進ができていないことや社会資源の偏在があること等が挙げられる。また、8050問題や高齢障害者や親亡き後問題等、引きこもり等複雑化した障害福祉のみでは解決しにくい課題がある。そのような地域課題を自立支援協議会の場も活用し、解決すべき地域課題を明確化し、障害福祉計画等に反映させるための下地を市(区)と連携しながらつくる。障害者基幹相談支援センターとしては、相談支援や福祉サービスにつながらない人たちの実態を把握し、ニーズは何か、どう対応するか等について、相談につながらない人の居場所づくりなどを中央区社会福祉協議会や民生委員とのつながりをもちつつ、インフォーマルなことから始めていく。

### 3 地域移行・地域定着の促進の取り組み

地域移行するための体験の場の提供について、当法人においても可能であるが、提供できる場の発掘を行い、展開をしていく。地域の相談支援事業所をフォローしていくことで、実績のない指定一般相談支援事業所が新たに対応できるようにし、事業者・利用者共に増やせるようにする。また、「千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」と連携し、精神障害者の地域移行・地域定着を促進する。

### 4 地域自立支援協議会の運営

市(区)の障害福祉を推進するために最も要となる自立支援協議会の運営には、特に力を入れる必要があると考えている。自立支援協議会の構成員は、趣旨を理解し偏りがなく公正中立な者で構成する。各団体等からの推薦を含め検討する。出席率を常に確認し、協議会が地域に必要な提案等ができているかをチェックし、運営を行う。地域課題を明確化するため、アンケート調査やデータの整理等を行い、その解決方策について、構成員で協議し、障害福祉計画等への反映ができるようにする。

そのためには、本会の下に作業部会を設置(2階建て構造)にし、本会の場での論点を明確化できるようにする。作業部会については、地域移行部会、権利擁護部会、医療的ケア部会、災害対策部会を想定している。新たな部会の設置や改変等についても運営を行いながら進めていく。これらを担える適切な構成員の見直しや拡充等を市と連携しながら進めていきたい。

## 5 権利擁護・虐待の防止

社会福祉協議会の権利擁護事業との連携、市の虐待防止センターとの連携を行い、常にできる限りの対応ができるよう備えておく。障害者基幹相談支援センター職員が虐待の第一発見者という場合も想定できるため、その際の緊急時の対応や手続き等について、あらかじめ市と協議し、虐待防止に関するマニュアルの作成を行い、備えておく。また、計画相談支援事業所での対応が難しいものについて共に対応に動き、多角的な視点で解決策を検討できるようにする。

当法人としては、緊急時のシェルターの用意があるため活用することも想定しておく。

千葉県弁護士会とソーシャルワーク系3団体、臨床心理士会で構成する「福祉と司法の連絡協議会」に積極的に参加し、連携を強化し、有事の際には協業する体制を構築する。自立支援協議会の中に権利擁護部会をつくることも目指す。

虐待防止学会への参画をし、虐待防止研修と啓発活動を行う。また、アドバイザーに弁護士を配置し、成年後見制度の利用促進や相談支援を行う。



## 令和2年度(2020年度)事業報告目次

### 内容 Contents

中央区障害者基幹相談支援センターのおもい values	2
法人概要	4
中央区障害者基幹相談支援センター概要	6
運営方針	7
I. 令和2年度事業報告～公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り～	10
II. 組織体制	11
1. 職員の状況	11
2. 会議	11
3. 研修	12
III. 相談の分析	13
1. 相談者について	14
2. 支援内容について	16
IV. 自立支援協議会のまとめ	22
1. 中央区自立支援協議会の構成	22
2. 各部会の詳細	23

## I. 令和2年度事業報告～公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り～

- ・ 24時間365日、障害のある方などの総合相談窓口として相談支援を行いました。
- ・ 自立支援協議会の運営を行いました(※詳細後述)  
地域部会・意見交換会のほかに地域移行部会、医療的ケア部会、災害対策部会、8050部会の作業部会を設置し、関係者と定期的な情報共有、意見交換を行いました。
- ・ 地域の相談支援事業所の支援を行いました。  
ICT化支援として、メディカルケアステーションやラインワークスの活用方法を個別にお伝えし、タイムリーにつながれる体制を整え、他法人との情報共有を密にできるようにしました。  
毎月の意見交換会で定期的な情報共有、意見交換を行いました。
- ・ センターの広報啓発活動を行いました。  
地域の相談支援事業所にパンフレットを配置したほか、ホームページを開設し、研修動画の掲載などを行いました。
- ・ 関係機関との連携体制を作りました。
  - ー地域包括支援センター:の管理者会議へ出席しました。
  - ー社会福祉協議会:コミュニティソーシャルワーカーと面談し、連絡方法等の確認を行い、いくつかの民児協の集まりにつなげていただきました。
  - ー各種学校等: 特別支援学校等との情報共有を始めました。
  - ー中央区高齢障害支援課障害支援班: 虐待ケースの対応、緊急時の対応、緊急時の支援が見込めない世帯についての対応について、常時連携できる体制を整えました。✓
  - ーその他関係機関: 各地域生活支援拠点、他区障害者基幹相談支援センター、中核相談支援センター、生活自立・仕事相談センター、千葉県発達障害者支援センター、地域定着支援センター、ハローワーク、中小企業同友会、県弁護士会、千葉市障害者相談センター等へ挨拶に伺い、適宜情報共有できる体制を整えました。
- ・ 虐待防止への取り組み  
管理者が、虐待防止研修を受講し、また、サービス管理責任者研修と相談支援専門員の研修の講師として協力しました。
- ・ 地域移行の取り組み  
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の事業と共に、精神障害のある方の地域移行支援、地域移行の広報啓発を行いました。
- ・ その他地域課題への取り組み  
千葉市の各機関との連携会議を行う中で見えてきた課題をもとに、子どもの未来を考える会、難病連絡協議会を立ち上げました。

## Ⅱ. 組織体制

### 1. 職員の状況

① 令和3年3月31日の職員の状況。

【資格内訳】社会福祉士 4名、精神保健福祉士 2名

相談支援専門員 3名(現任研修修了者2名、初任者研修修了者2名)

介護支援専門員 1名

医療的ケア児等支援者養成研修修了者 3名

強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)修了者 1名

千葉県精神障害者ピアサポート専門員養成研修修了者 1名

② 職員個別面談 年に2回実施 評価システム。

③ 資格取得の補助制度あり。

### 2. 会議

#### 内部会議

- ・ 基幹相談支援センター内部会議及びケース検討(毎日8時30分～9時)

#### 外部会議

- ・ 中央区地域部会 偶数月  
災害対策部会、医療的ケア部会、地域移行部会、8050部会 毎月
- ・ 中央区意見交換会 毎月
- ・ こどもの未来を考える会 2か月に1回程度
- ・ 千葉市運営事務局会議(11月・幹事 奇数月)
- ・ あんしんケア 多職種連携会議 適宜
- ・ キャリアセンター 虐待防止会議 3月
- ・ あんしんケアセンター、中央区高齢障害支援課、中央区基幹相談支援センター管理者会議 毎月
- ・ 千葉県自立支援協議会相談支援部会 適宜
- ・ 千葉県中核相談支援センター協議会会議 毎月
- ・ 千葉県相談支援事業協会 役員会 毎月
- ・ 日本相談支援専門員協会政策委員会 3か月に1回
- ・ 千葉市基幹相談支援センター管理者会議 毎月

## 3. 研修

- ・ 法人内管理者研修
- ・ 法人内全体研修(サポステ含む)
- ・ 医療観察法の研修(社会復帰調整官に依頼)
- ・ 千葉県主催虐待防止研修(管理者が受講)
- ・ 日本相談支援専門員協会: ネットワーク研修
- ・ リスクマネジメント研修
- ・ 管理者は毎月SV

### Ⅲ. 相談の分析

令和2年度に受けた個別相談の分析を行いました。毎月約40件の新規のご相談を受けて参りました。精神障害または精神障害があると思われる方のご相談が多かったです。

相談者の2/3がサービスを利用されていない方でした。相談内容のうち「サービスを使いたい」というニーズがはっきりしている場合、アセスメントの後に計画相談支援事業所、またはセルフプランでサービス事業所におつなぎして、基幹相談としては短期間で終結となる方が多いですが、場合によってはサービスの必要がなく終結することもあります。また、サービスを利用しており、既に計画相談支援事業所がついているものの、多くの問題を抱えているなどの支援困難者については、重層的な相談支援体制を組み、会議等を行い役割分担して計画相談をフォローし、短期間で一旦終結していることが多いです。

相談支援体制でいうと、計画相談支援事業所が地域に不足しており、サービスを利用開始するために一定の方はセルフプランになっており、今後もセルフプランは増加が見込まれる状況です(中央区の3月のセルフプランの暫定数は大人103名、児童36名)。「計画相談支援事業所数の不足」は一つの地域の課題ととらえられます。

一方、長期間終結しないケースは、例えば、「まったくサービスを使ってこなかったが、親の高齢化(死亡)等でサービスのニーズが顕在化した」、「本人の困り感がなく、未受診(治療中断)で、時間をかけて医療に繋げていく必要がある」、「刑務所出所後の地域移行・地域定着支援」、「障害があるかどうかは分からないけれども支援が必要な方」のご相談が多いです。

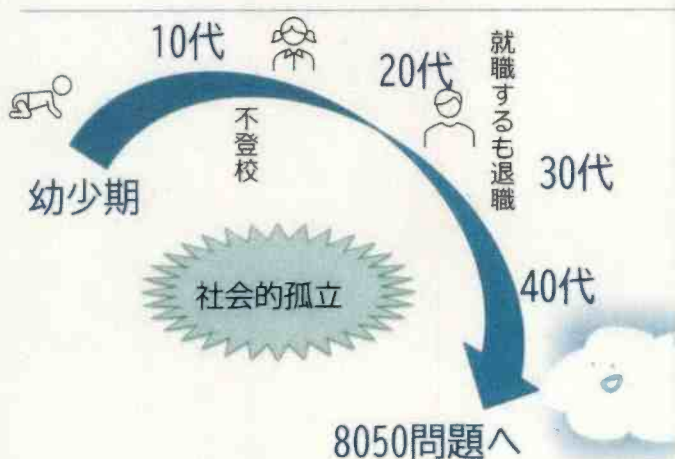
あんしんケアセンターまたは民生委員さんからは、「ご本人は支援を希望していないが、こちらから見ると支援の必要性があると思える方」のご相談が多くありました。例えば、引きこもっていて、地域で暮らしていく力がない方について、本人からの発信が乏しいため、関係機関や民生委員等から連絡があり基幹相談に繋がったケースも多くありました。

いわゆる「8050問題」のご家庭については、例えば、「中流以上の家庭で経済的には困っていない。本人は未治療・治療中断等であっても親御さんがかばってきた。以前から社会的に孤立の状態であった。(家族しかつながりなかった。)→親の高齢化や死亡で問題が顕在化したケース」が多かった

です。SOSも出せない状況で近隣の方から連絡が来るケースもいくつかあり、近隣の方が気付かなければ、命にもかかわる問題となると感じました。

また緊急相談では、DVや虐待等で家にいられなくなったケース等がありました。そういった場合、一時的な居所が必要になります。障害福祉サービスをそもそも使っていない方やサービスにつながるまでに時間がかかる方の住まいの場の必要性を感じております。そういう方はお金もないので、当法人の中のシェルター機能で賄いましたが、今後、地域に必要な資源と感じております。

#### 社会的孤立のきっかけ



## 1. 相談者について

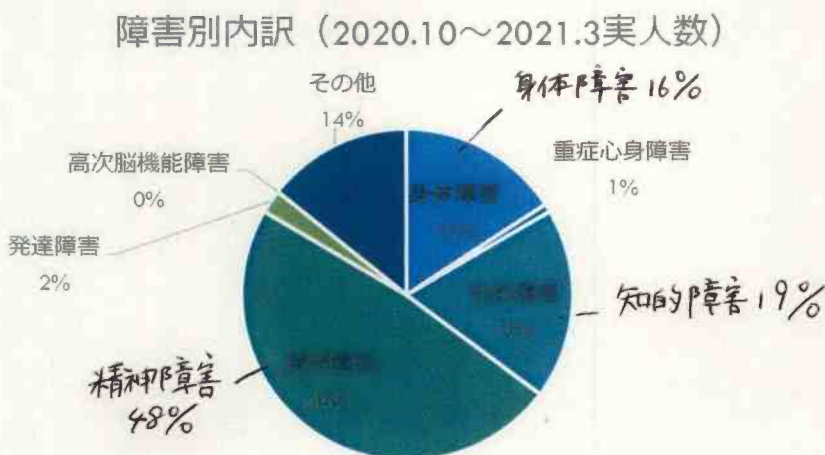
### 相談者の実人数



利用者・児の実人数は、開始当初の 58 名から、半年後には 115 名と倍増している。周知が図られてきていることと、関係機関との連携の結果として相談が増えていることが考えられる。

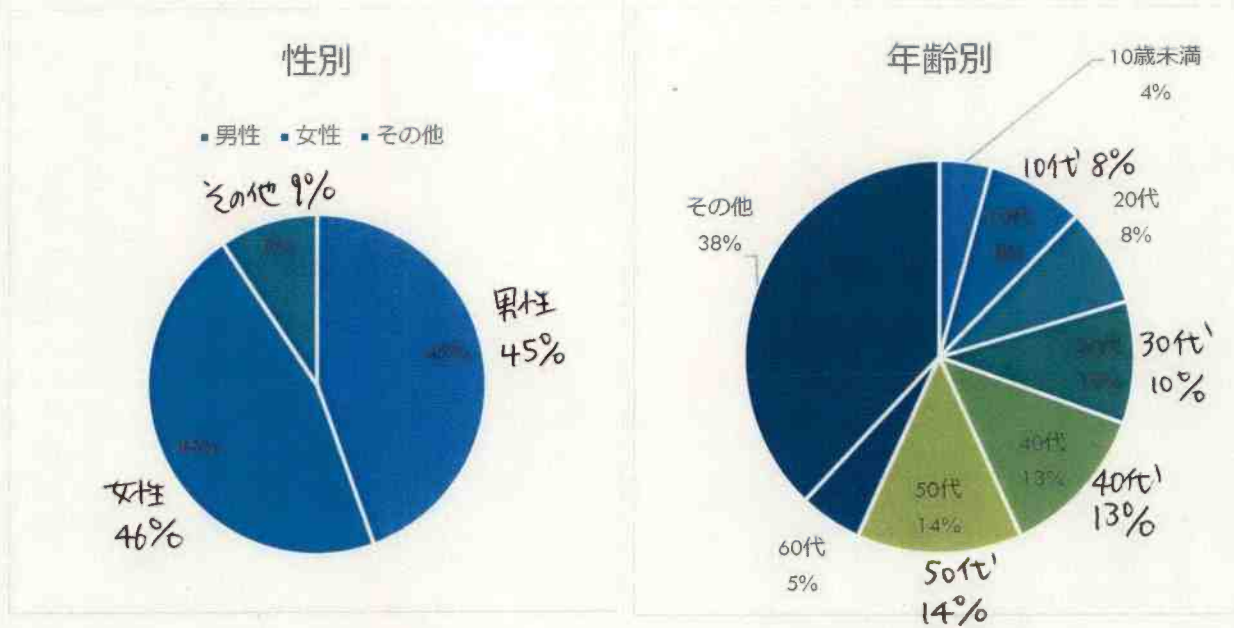
毎月の新規相談は約 40 件であった。

### 相談者の障害別内訳



障害別内訳をみると、精神障害が約半数を占めており、医療やサービスにつながりにくく地域社会で生きづらさを抱えながら生活されている方が一定数いる実態が浮き彫りになった。

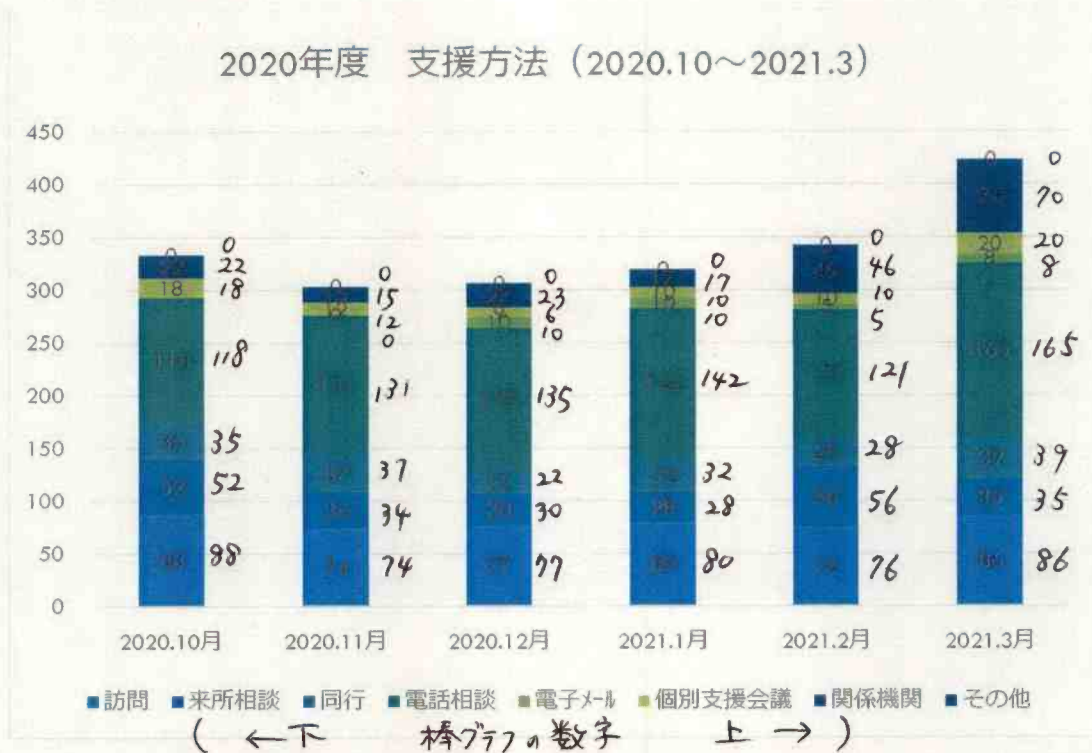
## 性別・年齢別内訳



性別は、男女約半数ずつであった。

年齢別は、30歳代～50歳代までが4割であった。「その他」38%については、1回限りの制度的な内容等の相談で、個人情報を詳細に取らない場合も多いためである。

## 2. 支援内容について 支援方法別内訳

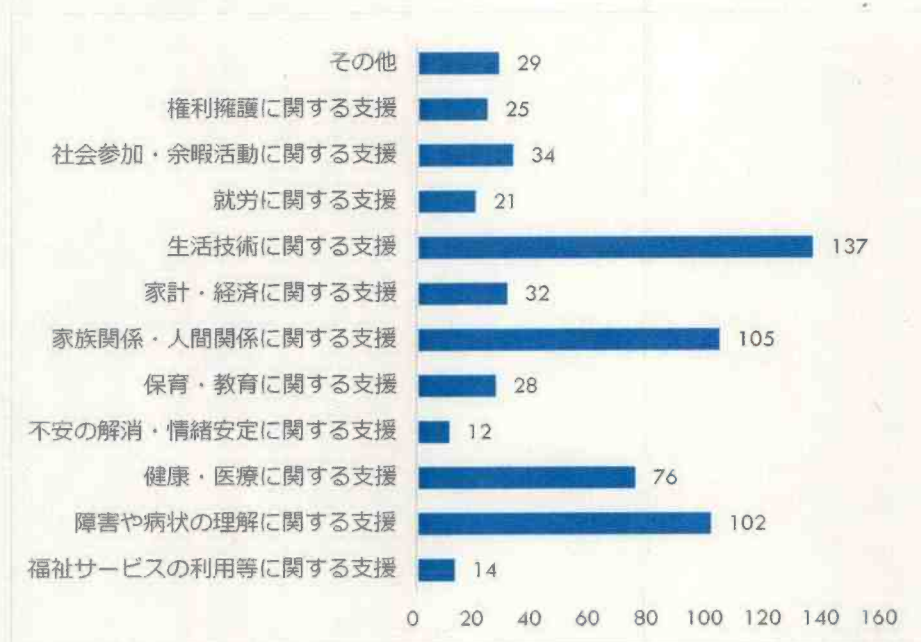


支援方法を見ると、訪問が月に70～80件代で推移している。ご本人からの直接の訴えでない場合もあるため、まず訪問し、状況を見て介入をすることも多くある。また、同行による支援の20～30件については病院への通院や行政への付き添い支援、DVや虐待等で逃げてきた方の生活を作るような支援も多くあった。

関係機関との会議については、緊急事態宣言中でもZOOM等の対応により行ってきた。計画相談支援がついているケースであっても、支援困難と思われるケースについては、一緒に検討をするような機会を設けてきた。一方、電話による情報提供等に対応し終結するケースも一定数いた。



## 支援内容別内訳



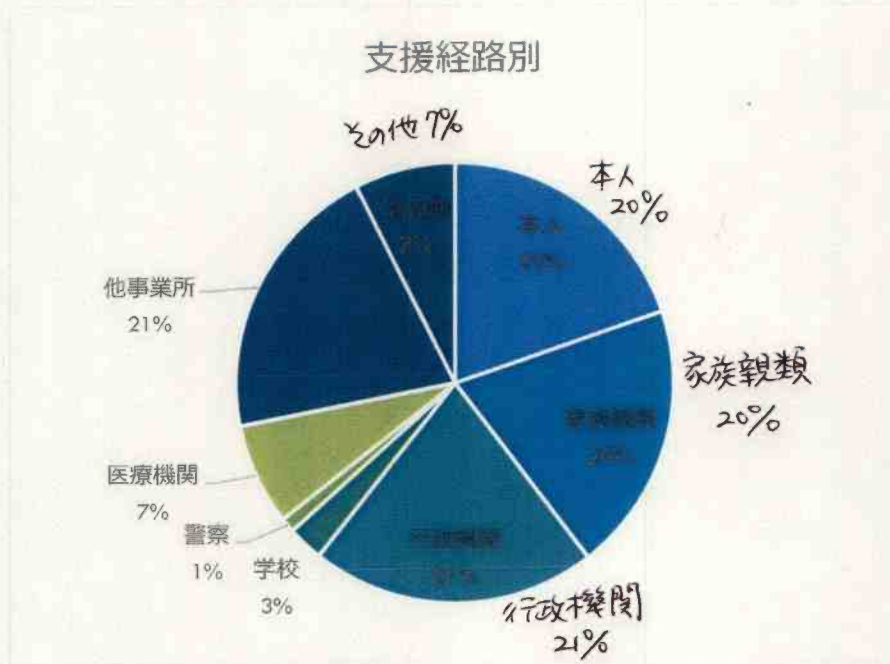
支援内容別内訳をみると、「生活技術」が最も多く、「家族関係・人間関係」「障害・病状」と続く。生きづらさやコミュニケーションの困難さ等の精神障害者が多く抱える課題が反映されていることがわかる。また、将来的に障害福祉サービスにつなげる支援が必要なことが明らかな場合も多い。そういった場合は、通院を重ね、自立支援医療等の申請を行う等をした上で、障害福祉サービスの申請を行うこととなった方が多かった。サービスにつながると相談支援やサービス事業所につながり一旦終結となる。障害福祉サービスの利用開始まではかなりの時間がかかり、半年近くかかっている方もいた。

## 支援開始時間帯別件数



支援開始時間帯別件数をみると、平日、土曜日の日中に大きなボリュームゾーンがある一方、17時以降の夜間等の相談も一定数あることがわかる。昼夜逆転の方や日中は仕事で電話できない方等の相談機会を確保することの重要性があらためてわかった。

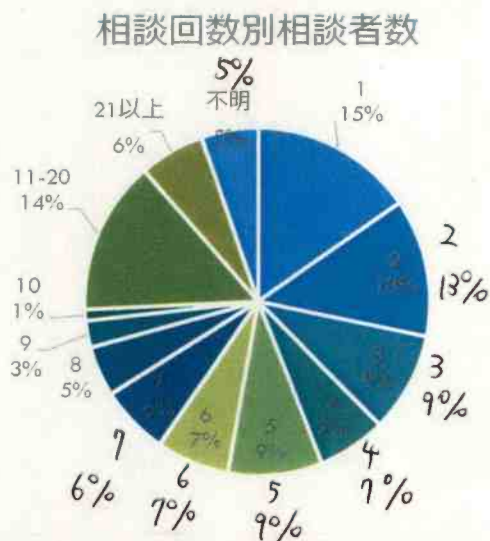
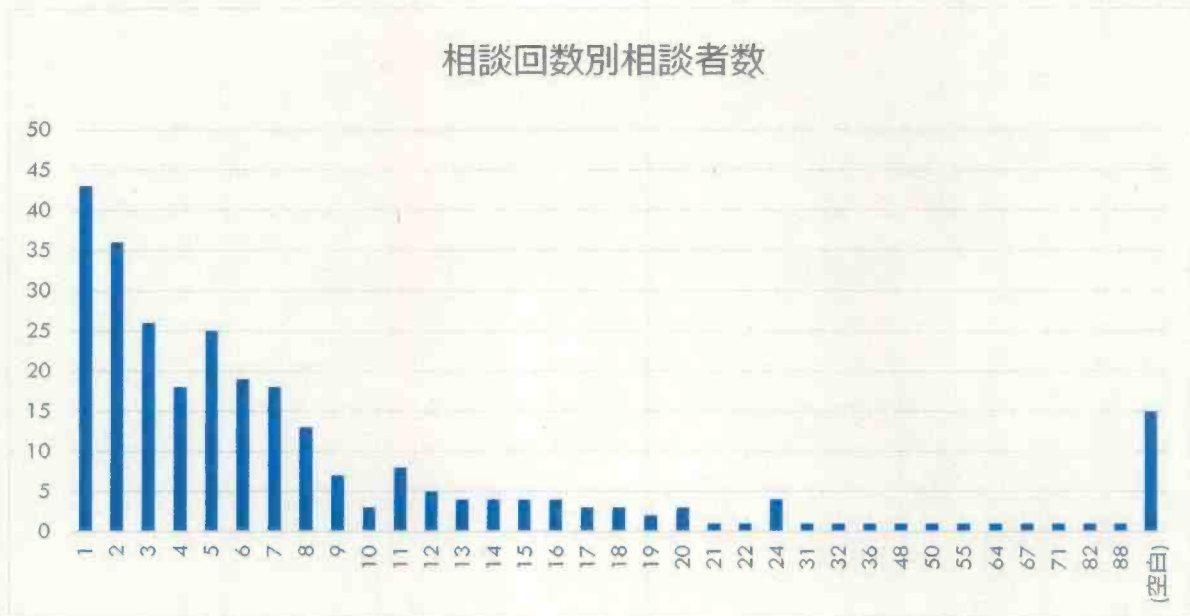
支援経路別内訳



支援経路別をみると、本人、家族親類、行政機関、他事業所が各約20%であり、医療機関、学校、警察と続く。この半年で警察ともつながりができ、相談経路の一つとなったことは、地域に役立てる一助となっていると感じた。また、本人がどこかで紹介を受けてきていることもあるが、そういった場合経路不明となる現状がある。

## 相談回数別相談者数

3月から相談している方がいるので相談回数が1回の方は若干多い。



相談回数別をみると、5回までで終結に至るケースが半数以上である一方、10回以上でも終結に至らないケースが一定数存在する。医療未受診で受診につながるまで長くなるケースや、障害福祉サービスにつながるまでに時間を要する方も多かった。刑務所出所者、サービスにつながりにくい方等について、伴走しながら支援を進めていく必要のある方々の存在が浮き彫りとなった。

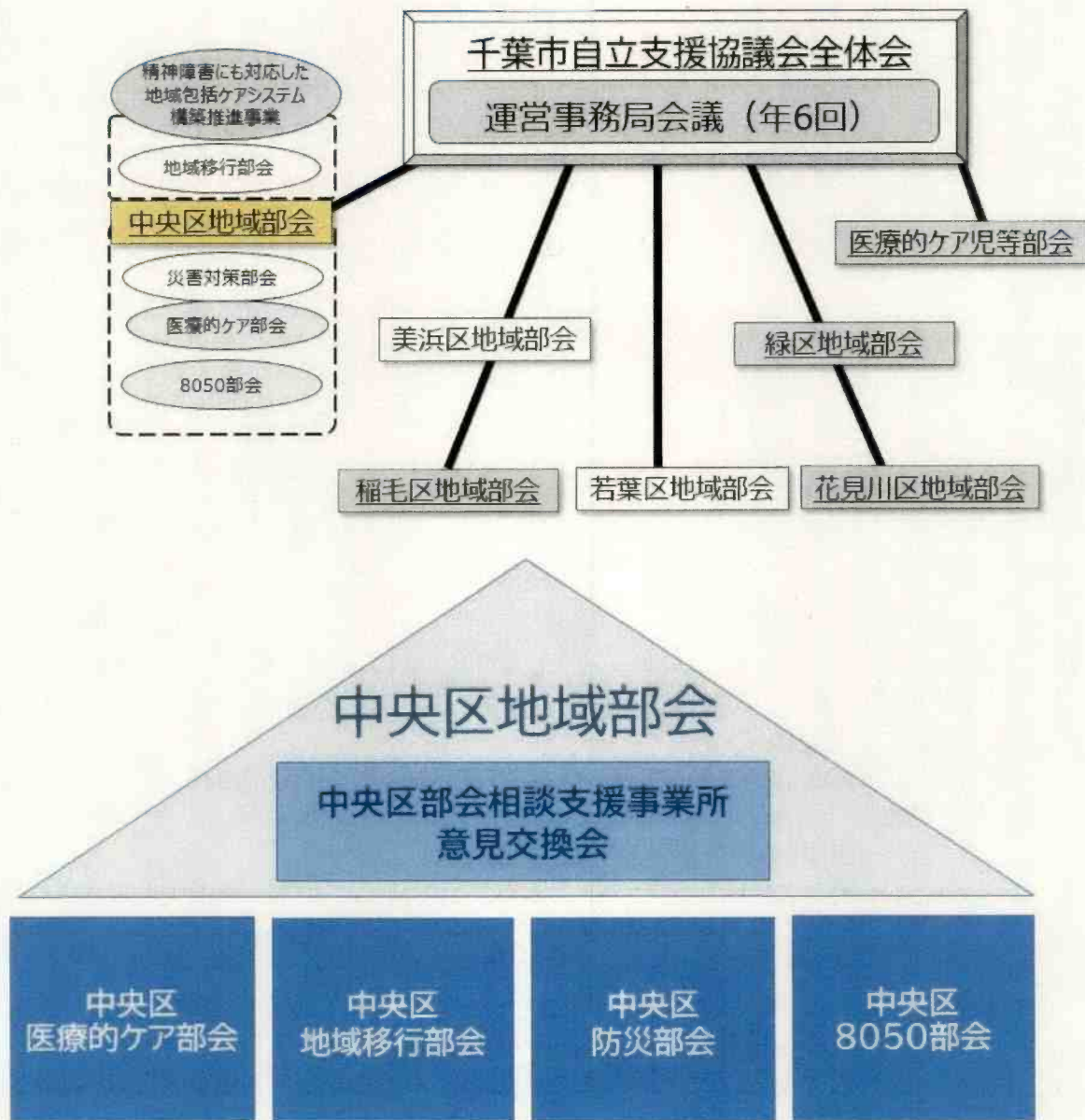
数回で終わるような支援は短期間にお会いして、面談するようなことを重ねて終結になることが多い。主たるニーズが「サービスを利用したい」という場合であれば、アセスメントした上で計画相談支援

事業所またはサービス事業所につないで終結となるケースが多い。また支援困難ケースで重層的な支援が必要な時期もあるが、支援方針を会議で固めて、役割分担を行うことができればその時点で終結となるケースもあった。

長期に支援が必要なケースは、医療未受診の方の生活の調整、引きこもり、親御さんが高齢により支援が出来なくなり、サービスに繋げる必要が出てくる等であった。また、刑務所からの退所支援等が多くあり、刑務所との往復や帰来先探し等で支援のボリュームとしては大きいと感じた。

IV. 自立支援協議会のまとめ

1. 中央区自立支援協議会の構成



全市の自立支援協議会運営事務局会議の下に中央区の地域部会があります。

中央区の地域部会の下に、地域移行部会・災害対策部会・医療的ケア部会・8050部会の4つの作業部会を設けました。

また、地域部会と並んで、相談支援事業所の意見交換会を行いました。

## 2. 各部会の詳細

### 医療的ケア部会

日程	10/21、11/13、12/9、1/21、2/18、3/17 16:30~17:30
行ったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケアの方の課題等について共有</li> <li>・ 医療的ケアに関する事業所向け・学校向けアンケート</li> <li>・ 学校における医療的ケア児の抱える課題に関するアンケート</li> <li>・ 医療的ケア研修動画作成:新規事業所向け研修及びスキルアップ研修</li> </ul>
次年度に向けて	<p>学校向けアンケートからは、送迎に関する家族の負担、障害を抱える方の進路が限られている実態が見えてきた。また卒後の進路に困っている。</p> <p>引き受けてくれる事業所が無いという一方、事業所側のアンケートからは、そういうニーズが無いという認識のずれが見えた。こうした課題の解決に向けた具体的方策を考えていきたい。</p> <p>来年度、医療的ケアコーディネーターの方の参加を依頼したり、NICUの方へのチラシ作りなどを行っていきたい。</p>

### 8050部会

日程	10/21、11/13、12/9、1/21、2/18、3/17 13:30~15:00
行ったこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あんしん、基幹相談支援センターが抱えている、対象領域を超える困難ケースの共有</li> <li>・ 地域にうもれているニーズを掘り起こすための広報啓発に関する検討</li> <li>・ アウトリーチ事例の共有・意見交換</li> <li>・ アンケートの実施(あんしんケアセンターと連携):区内のケアマネジャー対象に、8050問題と65歳問題(障害福祉サービスから介護サービスへの移行)についての課題集約を行った。</li> </ul>
次年度に向けて	<p>8050問題は、各支援機関が対象とする領域を超える複雑な問題が絡んでおり、連携体制と地域への啓発が必要。</p> <p>令和3年度は、中央区地域活性化事業と合わせて 8050 問題の啓発を行う機会をつくる。</p>

## 災害対策部会(令和3年度より防災部会)

日程 10/21、11/13、12/9、1/21、2/18、3/17 15:00~16:30

行ったこと

- ・障害を持つ方の非常時避難方法についての議論
- ・福祉避難所設置の流れの確認とその問題点について検討。
- ・一昨年の台風被害の経験を踏まえ、呼吸器等非常時に電源が必要となる方の避難について、具体的に検討。
- ・当事者の協力を得て、個別防災計画のモニタリングを実施。結果について共有・意見交換を行った。

次年度に向けて 福祉避難所への避難方法を含めた個別防災対策のモデルプラン作成を目指し、地域活性化事業で地域住民の方を巻き込みながら行っていく。

## 地域移行部会

日程 10/22、12/8、2/16、3/2

行ったこと

- ・地域移行・地域定着支援の勉強会
- ・医療観察法の勉強会
- ・4区合同意見交換会と兼ねて、精神障害者にも対応した地域包括ケアの構築推進事業
- ・行動障害の勉強会 稲毛区基幹相談と合同開催

次年度に向けて いわゆる支援困難者の地域移行について社会資源を作るために支援を広げていきたい。



## 意見交換会

日程	10/14、11/12、12/8、1/15、2/16(4区合同)、3/19 13:30~15:30
行ったこと	各回にテーマを設け、必要に応じて専門家をお呼びし、情報共有と意見交換を行った。 第2回「依存症について知る」 講師:千葉ダルク(薬物依存)、船橋北病院(アルコール依存) 第3回「今さら聞けないモニタリング」 講師:いなしきハートフルセンター施設長 横山基樹氏 第4回「社会資源について語り合おう」 第5回「精神障害のある方の疾患の理解、保健所との連携、当事者の思い」 講師:鎌取メンタルクリニック 西尾氏 千葉市精神保健福祉課 鈴木氏 当事者ピアサポーター藤田氏 第6回「児童の相談支援のコツ」 講師:Bring up ちば子ども発達センター 小山恵美子 氏
次年度に向けて	引き続き、区内相談支援事業所の意見を聞きながら適宜テーマを設け、情報共有と意見交換を行っていく。

## 地域部会

日程	10/28、12/23、2/22 10:00~12:00
行ったこと	各作業部会の議事録を共有しながら意見交換を行った。 そして、地域の課題や対応の提案について運営事務局会議に諮った。
次年度に向けて	引き続き、地域課題の集約の場としての役割を担っていく。

## 令和2年度 実績報告書(年次)

花見川区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容	
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり	
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり	
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり	
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	・あんしんケアセンター、相談事業者からの相談への助言等と連携し、各種相談に対応 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等)	・花見川・稲毛区合同相談支援事業所意見交換会にて、精神障害に関する研修【12/16】 ・区内特定相談支援事業所アンケート調査で相談員の受注状況把握と不足解消策提言。 ・同様に、相談員の業務見直しに向けた調査と意見交換会実施。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等)	・千葉大学病院・千葉東病院CW、区健康課・高齢障害支援課、障害者相談センター、児童相談所、療育センター、千葉リハビリテーションセンター、あんしんケア、生活自立仕事相談センター、居宅介護支援事業所と協議・連携して対応；出産を控えた障害者夫婦の支援、難病・80-50家庭、障害者独居など。 ・千葉市ひきこもり支援センターとひきこもり支援の講義と協議【1/6】 ・区内特定相談支援事業所アンケート調査実施 ※詳細は、月次報告書のとおり
		学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	・障害者雇用・就職支援を行う企業での支援対応協議 ・スクールソーシャルワーカー、進路担当コーディネーターとの協議。
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	・相談事業所と協議 ※詳細は、月次報告書のとおり
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	・千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議【11/12, 12/24, 2/19】 ・千葉市精神保健福祉地域移行支援セミナー【10/22】 ・地域移行支援(退院促進)セミナー【1/30】 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	・千葉県精神科医療センター/千葉病院SWとの協議 ・UR団地管理事務所・地域住民対応 ※詳細は、月次報告書のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・花見川区相談支援事業所意見交換会：10/23, 11/27, 12/15(1, 2, 3月次は【書面開催】) ・花見川区地域部会：/, 10/29, 12/16(2月次は【書面開催】) ・自立支援協議会運営事務局会議(1月次は【書面開催】) ・成年後見制度推進の研修：【2/25】 ※詳細は、月次報告書のとおり	
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援	・成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワークの構築に向けた専門調査会【12/16】 ・はじめての成年後見講座【2/25】 ※詳細は、月次報告書のとおり
		障害者等に対する虐待を防止するための取組	・親族からの虐待を受け区高齢障害支援課が保護の案件について、身柄保護・GH入居に繋げる。【10/6~11/17】 ・所内研修；県障害者虐待防止研修を題材に実施。【2/20】 ※詳細は、月次報告書のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	・社協研修【①.10/7 家族支援 ②.10/14 面接技術】 ・千葉リハ・高次脳機能障害地域支援者向け研修【10/14】 ・千葉市在宅医療介護連携支援センター【10/19】 ・千葉市終末期ケア講演会【11/14】 ・自立支援協議会運営事務局会議【11/19】 ・中央区地域移行部会『医療観察法を学ぶ』【12/8】 ・4区(中央、美浜、緑、若葉)合同意見交換会出席【2/16】 ・運営適正化委員会福祉サービス苦情解決研修会【11/16, 12/18, 1/18, 2/20】 ・千葉市障害者福祉センター・住宅改修勉強会【1/19】 ※詳細は、月次報告書のとおり	
8	地域生活支援拠点との連携	別紙4「地域生活支援拠点との連携状況報告」のとおり	
9	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	・開設前は、どのような相談が来るかと身構えていた。想定していた精神の方の電話相談のようなもの以外にも、地域で福祉サービスに結び付かない案件やサービスを知らない方たちに出会い、新たな世界と役割とを発見した。(詳細別記；R2年度事業報告・花見川区基幹)	
10	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	・様々な障害・難病や引きこもりを含む各種ニーズに対応する相談窓口として、ネットワークを通じて適切に応じ、困難事例にも対応に努める。 ・不足する計画相談支援相談員に、必要とする情報の伝達・共有等、様々な支援を適切に行うよう努め、相談支援事業所の後方支援に努めたい。(詳細別記；(R3)花見川区障害者基幹相談支援センター事業計画(審))	

## 【記載に係る留意事項】

※各項目ともに主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

## 花見川区障害者基幹相談支援センター 令和2年度 事業報告

管理者 近藤秀登

### 【令和2年10月 障害者基幹相談支援センター開設以前について】

5月、千葉市の公募発表から2回の審査を経て受諾が決定して以降、予算・人員の獲得・設備面のユニバーサル化（スロープ・出入口開口部の拡大・トイレ拡大等）等を、市から提示の日程に沿って準備を進めた。

職員は4名を専任（事務員を含む）とし、1名を特定相談と兼務で配置、これら予定職員は、各自の所属のまま、個別作業、グループ作業等、内容と段階に応じて仕事を調整して業務に当り、隔週ペースでミーティングを実施し準備を整えた。

千葉市から提示されたスケジュールに基づいて、居住市内区間移管ケースのデータ作成、ケース面談を開始した。畑通勤寮で行っていた委託相談支援ケースの障害者基幹相談支援センターへの移管について、その一部（金銭管理）を市担当者との間で暫定措置として現状維持が認められた一方で、公的・妥当性のある制度への早急な移管が望ましいことも同時に示され、数年の間に成年後見制度への移行を促すことになった。その成年後見制度に関しては、社協出前講座（「成年後見制度の概略と日常生活自立支援事業について研修会」）を設けたほか、成年後見人税理士/社会福祉士事務所訪問し、制度理解に努めた。

その他、自立支援協議会（相談支援事業所意見交換会；毎月、地域部会；偶数月）の主宰定期開催が障害者基幹相談支援センターの業務として謳われている関係から、既存の花見川・稲毛区相談事業所意見交換会・自立支援協議会運営事務局会議に出席、運営の事前学習を行った。

千葉市精神保健福祉課から、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議』への参加要請があり、これまで弱かった精神障害者との接点と精神障害への施策について事前に学ぶ機会を得た。

### 【千葉市との契約について】

業務開始にあたり、千葉市と委託/受託に関する誓約書取り交わし、関係法令に則り、品質等の確保に万全を期し誠実に履行する旨、誓約書を提出した。個人情報の取り扱いに、管理責任者選任、個人情報保護法・個人情報取扱特記事項遵守とともに、個人情報管理に関する職場研修を実施し、協約による遵守事項とした。

活動状況は、毎月10日までに千葉市に状況報告をしている。（月次実績報告；①勤務体制及び勤務形態・②相談支援実績・③業務時間外緊急時支援実績・④拠点との連携ほか）

障害者基幹相談支援センター設置の情報は、市政だより・市ホームページ掲載等市の広報に加え、各区保健福祉センターほか関係機関に周知、あんしんケアセンター管理者会議でも紹介された。

## 【令和2年10月 障害者基幹相談支援センター開設】

10月になり、障害者基幹相談支援センター開所となった。掲示開始期限のあった看板の取り付け・24時間対応体制に基づく電話転送を開始。

花見川区相談支援事業所意見交換会と花見川地区自立支援協議会地区部会、ともに初回を執り行った。

## 【障害者基幹相談支援センター開始以降の月別相談傾向について】

10月開設当初は、これまで福祉サービスに繋がっていなかった地域住民が告知等を見て相談を寄せた。また、行政および他機関（区・病院・スクールソーシャルワーカー等）からの相談、および児童や転入者から特定相談事業所・相談員確保の相談が多かった。

11月は精神障害の当事者からの相談、80-50問題（高齢者の親と障害者の子家庭）の相談に加えて、引きこもりと言われるケースの当事者・家族から、現状と将来に対する不安を抱いた相談が連続してあった。徐々に周知が届いたのか、精神障害者と周囲の人たちに障害者基幹相談支援センターの認知が高まっていることが伺えた。

12月は精神障害の当事者からの相談継続、難病と80-50問題（高齢者の親と障害者・難病の子家庭）が複合した相談が続いた。段々と専門的になる相談内容に、各々の分野で先行する相談先（引きこもり相談センター、生活自立・仕事相談センター、難病相談センター等）に相談、支援者支援を受けながらの相談対応となった。

1月は新規相談者がさらに増えた。精神障害の当事者・家族、そして居住する地域住民や団地管理者等からの訴えもあり、相談の幅も深度も増した。行政および他機関につなぎ、連携して対応に努めた（花見川区健康課・高齢障害支援課・社会援護課等、あんしんケアセンター、花見川区社会福祉協議会、民生委員等）。

2月は難病と80-50問題（高齢者と障害者の子家庭）の複合した相談で入院にも関わり、精神病院からの退院後・地域生活の開始への着地点を探すという依頼（千葉市精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議扱いケースとして千葉市精神保健福祉課から）があった。また、既に地域で暮らしているが、家賃滞納や人間関係から地域生活がままならず、瀬戸際にいる当事者を福祉サービスにつなげる支援をゼロからスタートしたケース（前記とは逆に、このケースは当方から地域包括ケアシステム構築推進連携会議に扱いを相談した）もあった。

3月もこうした事例への継続した関わりが続いているが、その対応の拠り所として千葉市精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議にも関わっている。精神科ではないものの、難病や引きこもりで障害福祉サービスにつなぐための受診や診断（障害手帳取得や支援区分申請）もままならない当事者への同行も状況に応じ対応している。

### 【相談に関する対応について】

障害者基幹相談支援センターに寄せられる相談の多くは、これまで微妙に保っていた家族間のバランスが親の逝去や病状の悪化等、何らかの要因で崩れ家庭内では収まらず（それ以前に必要なものの水面下に沈んでいた可能性も含め）、支援が顕在化したともいえる。また、学校卒業時に就労、或いは入・通所等福祉サービス利用に繋がらないと、そのまま家庭に引きこもり、社会との繋がりが断たれてしまう傾向にあることも分かって来た。80-50問題は高齢化で顕在化することが多いが、世代を跨ぎその課題を内包していると考えられる。

他区障害者基幹相談支援センターと協議すると、こうしたものは一家庭の課題に留まらず、いずれの区にも同様の事例があることが判った。障害者基幹相談支援センターが市内各区に置かれ、地域の福祉的課題やニーズを把握することになったが、いずれも一朝一夕に解決はされないものの、支援会議で協議し方向性が見出されることも多く、ネットワークの必要と重要性を痛感している。

### 【精神障害者の地域生活について】

精神科治療が入院中心から地域生活の方向へ変化し、“精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業”が推進され、千葉市では当事者の生活を中心に、周囲に医療、障害福祉・介護、地域の助け合いや教育、社会参加、就労、様々な相談窓口を活用して支えあい、生活して行く支援体制を構築しようと実行隊が結成され活動するという全国的にも画期的な取り組みがなされている。

当方としてはこれまで関りが薄く、実績も少なかった精神保健医療および精神障害者関連へのアプローチ強化のため、千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議および付随する分科会・研修に参加しながら学んでいる状況である。

特に精神障害者の地域移行に関しては、入院している（過去に入院歴のある病院も含む）病院の地域移行支援連携室（アウトリーチセンター等）との情報共有・連携・協力が欠かせない要素となっており、精神科病院への訪問・連絡が増えている。

連続する相談事例を通して、精神障害者の地域生活に退院後の医療との連携は必須であり、地域のクリニックへの引き継ぎや訪問看護の導入等はもちろんのこと、医療に軸足を置いたコーディネーターの存在が不可欠であると感じ、千葉市精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議でも訴えているところである。

### 【業務時間外の緊急時支援実績報告について】

24時間対応体制に基づく電話転送を実施、相談には精神障害の当事者・家族、地域住民等からの訴えもあるが、精神科措置入院への同行案件も業務と数えられているものの、当センターでは未発である。他障害者基幹相談支援センターでは発生しており、今後の可能性は否定できない。

#### 【成年後見制度利用促進に関して】

成年後見制度利用促進に関し、各種研修等への参加で知識を得るよう努めた。

畑通勤寮で行っていた委託相談支援ケースの一部金銭管理について、暫定措置として現状維持が認められた一方で、公的・妥当性のある制度として成年後見制度への早急な移管が望ましいこと、それらを当事者に働きかけて行かなくてはならないことは常に念頭にはあるが、当事者は漸く連絡先を通勤寮から障害者基幹相談支援センターへと変えることを覚え、生活費等の授受も全て障害者基幹相談支援センターを経由して通勤寮に依頼するというシステムに慣れつつある段階で、一気に成年後見人へと委ねるのは厳しい状況である。また、一般に対しても個別の案件・事案に制度利用を勧めてはいるものの、保護者が高齢の場合等は家庭に第三者の入ることへの抵抗からか、制度の導入はなかなか進んでいないのが実情である。

#### 【障害者基幹相談支援センター職員の変更協議〔異動〕と在宅勤務について】

当センターでは、職員に産前産後休暇取得の必要が生じた。通知に従い、配置職員の勤務および職員変更を千葉市に届け出、承認を得た。代替職員は資格を有し、男女比（同性対応を希望する保護者・当事者の女性も少なからずいる）から、女性配置を法人に求め、欠けることなく確保した。

#### 【新型コロナウイルス蔓延下における障害者基幹相談支援センターの業務について】

障害者基幹相談支援センター相談支援センターの業務は対面・訪問もあるが、電話も単に相談では終わらず、内容に応じ行政や他機関、病院等につなぐ必要がある。職員（相談員）ひとりで完結できるものではなく、他スタッフと情報共有や複数電話回線による連絡・送受信等が並行し行われている。在宅・リモートでの業務遂行は困難、或いは出勤する以上に多忙になると考えられる。市に相談・協議の上、感染予防に万全を期したうえで通常業務を継続することとした。開催の会議は書面開催とした。

職員の日々の検温実施や記録化等の基本は共通するが、直接処遇を前提とした法人の求めるものとは若干異なる想定で、コロナ禍における業務維持に努めた。

#### 【地域生活支援拠点等との連携について】

千葉市において今年度3ヶ所の地域生活支援拠点等事業受託事業所が整備された。障害者の重度化・高齢化・「親亡き後」を見据え、相談、緊急時受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりをする、となっている。

これまで、当センターから2件の緊急案件について、地域生活支援拠点等の利用を打診したが、いずれも未利用に終わっている。

3月に、地域生活支援拠点等3拠点代表者が当センターに来所し意見交換を行い、それぞれの事情について忌憚ない意見交換を行った。今後も地域課題について、共通認識をもって適切に役割分担を行い、連携が円滑となるよう協議の必要を感じている。

#### 【地域の相談事業所との関係について・相談事業所意見交換会について】

規定に則り、花見川区相談事業所意見交換会を毎月実施した。新型コロナウイルス緊急事態宣言以降は書面開催で実施した。

障害者基幹相談支援センターが始まって以降、新規の計画相談事業所を探しているという問い合わせが多い一方で、事業所・相談員がそれに應えるほど増えず、どこも手一杯な状況であることがわかった。

保護者も支援者も1件ずつ連絡を取り、確認しなければならない状況であり、利用者が、『相談事業所をいろいろと探したがどこも引き受けてくれなかった』と話すなかで、福祉サービスを利用する上でどうしても相談事業所が見つからなければセルフプランという方法もあるが、適切なサービスにつなげるには相談員がついて計画を立てるのが本来の流れであると考え、可能な限り相談員に結び付けるように心がけるようにした。

相談員の少なさや増えないことをただ嘆いていても仕方なく、どうしたら相談員に結び付けられるかを考え、先ず相談事業所および相談員のもつケース実態把握のため、区内特定相談支援事業所にアンケート調査を実施した。各相談事業所の直近3ヶ月の受け入れ予定を障害者基幹相談支援センターが把握する中で、適正も加味しつつ依頼することで、相談員を希望するケースには短期間で紹介が可能になりつつある。

また、相談員が本来の業務に専念できる環境を整えることも、相談員の業務軽減と効率化につながると考えた。各相談事業所からも相談業務の本来の流れと相談員・依頼者である保護者等が本来はすべきことが相談員に丸投げされてはいないか?等の疑問が投げかけられたことで、申請からサービス支給までの流れと関りについて、改めて学習の機会を設け、依頼者にも説明出来るよう相談員の知見を高めると共に、出来るだけ近くのケースを担当することで業務の効率化を図る等工夫を促した。

こうした取り組みを通じて、区内相談支援事業所間の情報共有・共通理解と研修等を通じての底上げを図った。

#### 【地域部会について】

規定に則り、花見川区地域部会を隔月で実施した。新型コロナウイルス緊急事態宣言以降は書面開催で実施した。

地域の抱える福祉的課題を知り、幅広い地域の福祉に携わる人たちや社会資源を結び付けるため、地域の事例を研究材料として検討を重ねた。

『精神科退院後の地域移行先確保と医療との連携について』、『難病の方の地域生活と医療・福祉との連携について』、『引きこもりの方の地域生活と医療・福祉との連携について』、『相談員不足に関し、ケアマネの活用事例』等について継続的に対応した。

地域生活支援拠点等についての検討・学習会も実施している。

## 【最後に】

以上が委託受託から今日に至るまで令和2年度（令和2年10月1日～令和3年3月31日）を振り返ってみたところである。

これらひとつひとつに、相談員（事務員を含むすべての障害者基幹相談支援センタースタッフ）は日々、フットワークよく真摯に対応し取り組んで来た。他区障害者基幹相談支援センターに比べて多い数字ではないが、個々の相談に丁寧な対応と出来ることは可能な限り取り組み、困難なことはその旨に理解が得られるよう努めて来た。

個々の相談への対応も然りだが、障害者基幹相談支援センターとしては特定相談支援事業所相談員との関係において、連携と後方からの支援者支援として、各々の立ち位置の見極めに苦労したところである。当事者にとっては、支援の舵取りをする特定相談相談員と支援機関・事業者、そして地域の広範囲な視点から支援者支援を行う障害者基幹相談支援センターがあり、連携がとられていることが重要である。このバランスを崩さないよう、調整と各々の立ち位置を踏まえ、お互いを乗り越えない自戒が必要と考える。

障害者基幹相談支援センター業務に就いて改めて、福祉サービスに繋がっていない当事者および家族が、これほど多くいたのかと気づいた一方で、ことが顕在化してからは家族の側に、『早く使いたい・使わないといけない』、という焦りが感じられ、本人の意向・意思を無視・未考慮で進めてしまう傾向のあることを感じ、権利擁護・意思決定支援の点からも懸念しているところである。

福祉サービスと同様に制度も、使えるものは何でも、という精神で何とか対応しているところであるが、地域生活拠点等、障害者基幹相談支援センターと同様に始まったばかりの制度で、実際の運用面で制度設計の予定通りに目的がかなうのか注視し改善して行かなければならないものもあると感じる。

これまで我々が立っていた福祉サービス事業者としては、サービス利用に意思をもって臨む当事者・家族を対象として来た。障害者基幹相談支援センターは、家族・本人も障害や病気の実態や制度等を知らないなかで、福祉サービス利用へとつなげるために理解を求める役割も担っている。

障害福祉のみならず、医療・介護・教育・保育等様々な分野と連携した包括的な支援体制の調整を担うのが障害者基幹相談支援センターであると考え、重層的支援体制の整備が求められる中、ソーシャルワークの最前線に立つ障害者基幹相談支援センターは、福祉サービス事業者とは異なる、新たな視点で地域社会を見る目が必要であると感じている。



## 1. 令和2年度 実績報告書 (年次)

令和2年度 実績報告書 (年次)			
稲毛区障害者基幹相談支援センター			
No	項目	実施日・実施内容	
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり	
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり	
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり	
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	・地域の相談支援事業所やあんしんケアセンター等に対して、支援方法の助言や事業所等の情報提供を行った。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	3/2 行動障害の方への支援に関する研修を実施した。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
		地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	・特別支援教育コーディネーター連絡協議会に参加し、意見交換を行った。 ・キャリアセンター主催の意見交換会に参加し、事例報告や意見交換を行った。 ・地域生活支援拠点事業(3事業所)と意見交換会を実施した。 ・千草台地区地域ケア会議に参加し、地域の方々との意見交換を行った。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
		学校や企業等へ行き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	特別支援学校進路担当者と就労支援機関の会議に参加し、意見交換を実施した。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	地域の相談支援事業所から個別の支援に関する助言(モニタリング結果に対する支援方法等)を行ったが、セルフプランを利用されている方への支援については実施できていない。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業連携会議(すずめ隊)に参加し、意見交換を実施した。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	府中刑務所に向向き、出所後のグループホームでの生活に向けた支援方法について意見交換を実施した。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・地域部会実施日：10/13、12/11、2/16 ・相談支援事業所意見交換会：10/5、11/17、12/16、1月中旬、2月中旬、3月中旬 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり	
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援	成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会に参加し、意見交換を行った。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
		障害者等に対する虐待を防止するための取組	障害者虐待の可能性のあるケースについて、児童相談所、高齢障害支援課を含む関係者会議に参加し、事案への対応を行った。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	・稲毛区内の相談支援事業所に対し、地域の事業所情報や研修会の案内等をメールの配信を行った。 ・あやめ台団地生活支援アドバイザーと団地内に住む障害のある方の生活実態についての情報収集を行った。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり	
8	地域生活支援拠点との連携	別紙4「地域生活支援拠点との連携状況報告」のとおり	
9	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	7. 公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返りのとおり	
10	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	8. 公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組みのとおり	
【記載に係る留意事項】			
※各項目ともに主要な運営実績を記載してください。			
※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。			
※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。			

## 2. 稲毛区の概要

<手帳保有者数>

(単位：人)

身体障害者		知的障害者		精神障害者		小計
18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
98	4,782	368	807	17	1,440	
4,880		1,175		1,457		7,512

<支給決定者数>

(単位：人)

障害福祉サービス(者・児)	障害児通所支援給付等 支給決定者数	小計
1,006	537	1,543

<相談支援事業所数>

(単位：所)

特定相談支援事業所数	障害児相談支援事業所 (特定相談支援事業と兼務)	小計
11	(6)	11(17)

※令和2年3月31日現在

## 3. 人員体制

(単位：人)

職員・資格加算等	専門職員	事務職員
人員数	4	1
国家資格(社会福祉士)	3	0
〃 (精神保健福祉士)	1	0
〃 (保育士)	1	0
相談支援従事者初任者研修修了者	3	1
相談支援従事者現任者研修修了者	3	0
主任相談支援専門員	0	0
医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	0	0
強度行動障害支援者養成研修修了者	3	0

※令和3年3月31日現在

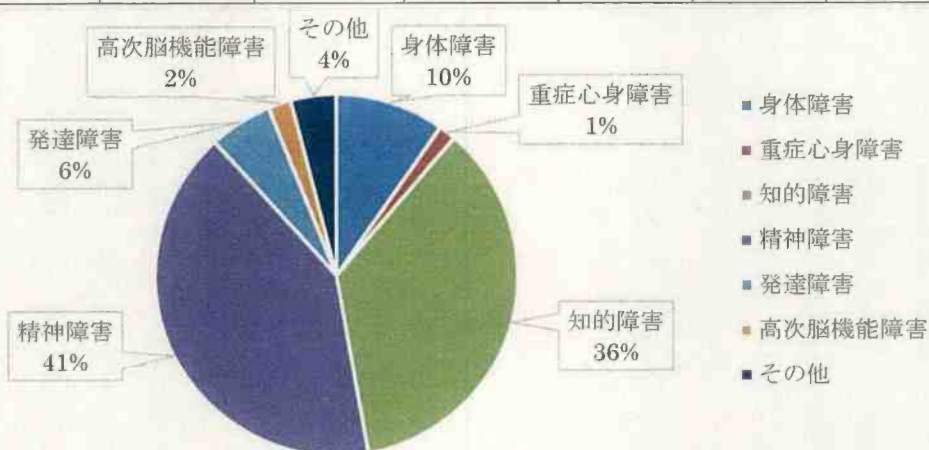
## 4. 一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告

【期間：令和2年10月1日～令和3年3月31日】

＜相談支援を利用している障害者等の人数＞

(単位：人)

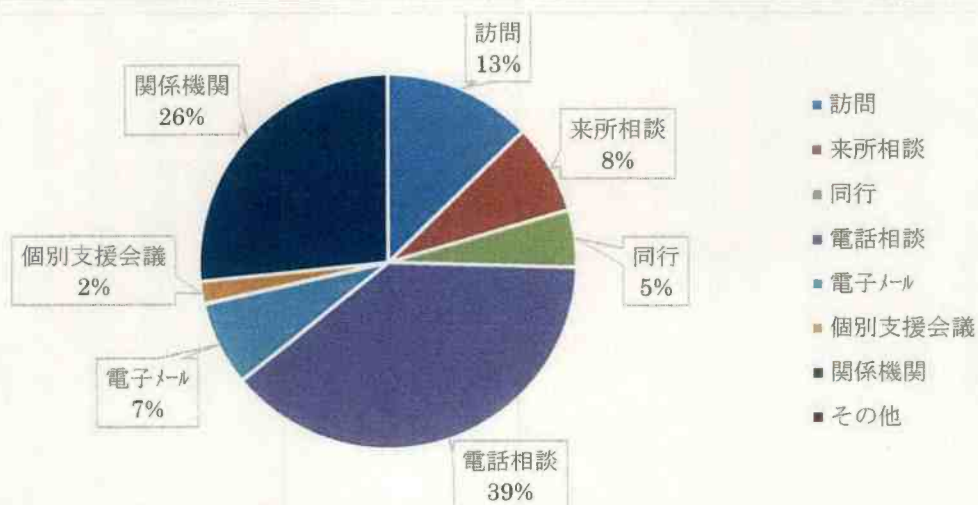
	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他	実人員
障害者	19	3	70	80	11	4	8	195
障害児	0	0	13	0	7	0	0	20
計	19	3	83	80	18	4	8	215



＜支援方法＞

(単位：件)

	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
件数	137	83	53	416	78	21	286	0	1,074

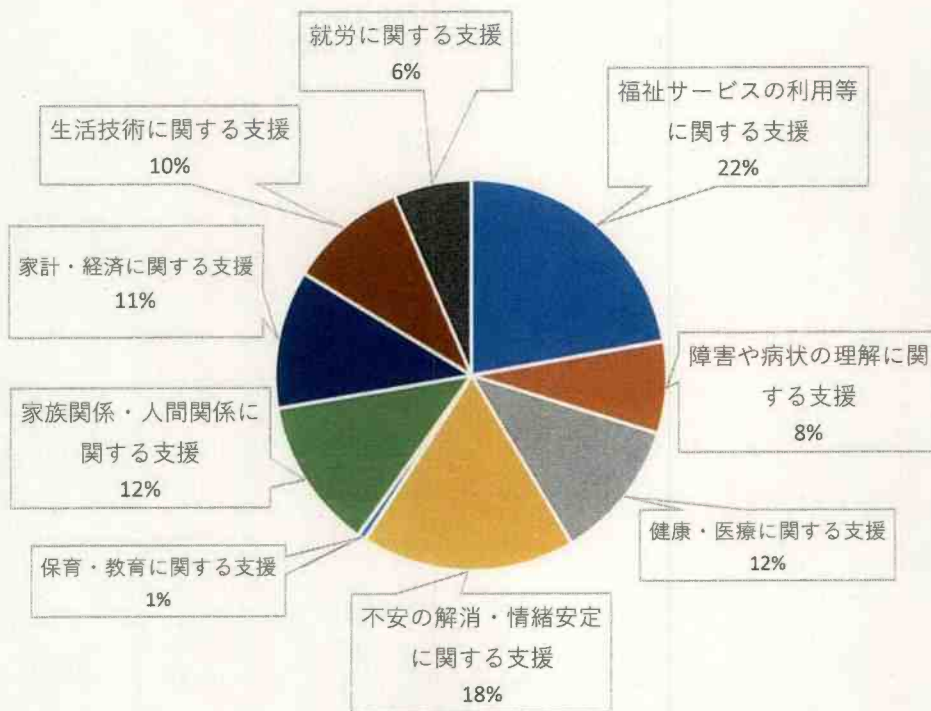


<支援内容>

(単位：件)

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
件数	492	169	256	393	14	277	253	216	143
(再掲) ピ°カウンセラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
件数	47	25	38	2,323
(再掲) ピ°カウンセラー	0	0	0	0



- 福祉サービスの利用等に関する支援
- 障害や病状の理解に関する支援
- 健康・医療に関する支援
- 不安の解消・情緒安定に関する支援
- 保育・教育に関する支援
- 家族関係・人間関係に関する支援
- 家計・経済に関する支援
- 生活技術に関する支援
- 就労に関する支援

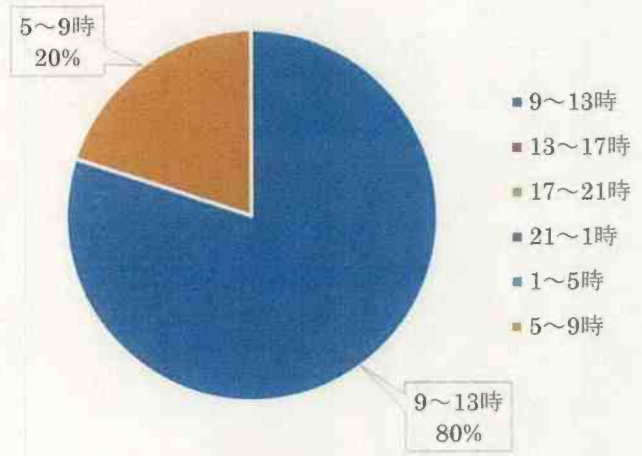
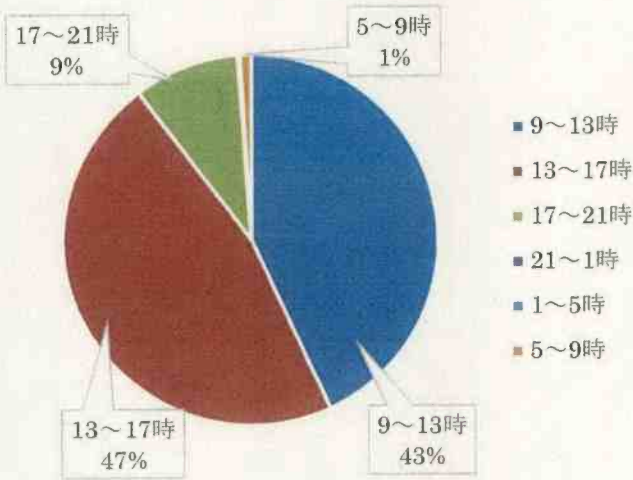
<支援開始時間帯>

(単位：件)

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日(月～土)	458	501	98	2	0	10
閉所日(日祝)	4	0	0	0	0	1
計	462	501	98	2	0	11

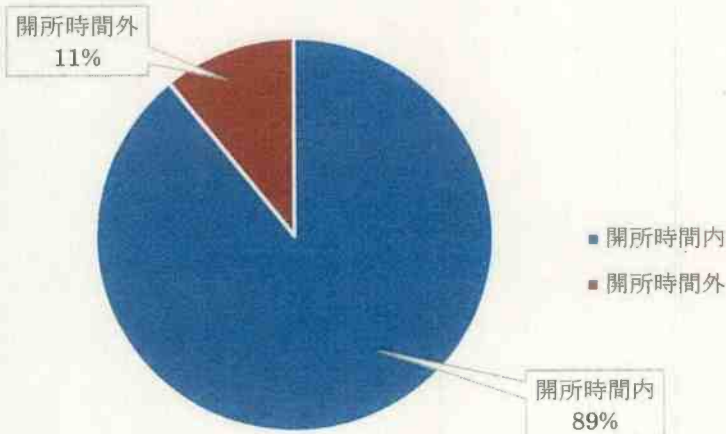
開所日 (月～土)

閉所日 (日祝)



(単位：件)

開所時間内	959	※開所日の9～17時
開所時間外	115	※上記以外の時間帯
計	1,074	



<地域生活支援拠点との連携と緊急時対応> (単位：件)

	拠点との連携	緊急時対応
障害者	4	2
障害児	0	0
計	4	2



## 5. 業務内容

### 《理 念》

すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会の構築を目指す。

### 《主な業務内容》

- (1)総合的・専門的な相談支援の実施
- (2)地域の相談支援体制の強化の取り組み
- (3)地域移行・地域定着の促進の取り組み
- (4)地域自立支援協議会の運営
- (5)権利擁護・虐待の防止
- (6)障害者相談支援に関する情報発信の取り組み
- (7)職員の資質向上のための研修計画
- (8)地域生活支援拠点との連携

## 6. 業務実施状況

### (1) 総合的・専門的な相談支援の実施

#### ① 相談支援件数

2, 167件 (令和2年10月1日～令和3年3月31日までの実績)

※「5. 一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」を参照

#### ② 総括

障害種別を問わないワンストップの総合相談窓口として、半年で約2,100件の相談件数と、実人数約200人の相談に対応してきた。

障害種別の割合は、精神障害が40%、知的障害が36%、身体障害が10%、発達障害が6%、その他が8%となっており、これまでの委託相談の実績と比べ、知的障害の割合が減り、精神障害の割合が増加している。

相談形態の割合は、ご本人やご家族からの電話相談が一番多く40%を占め、次いで関係機関からの相談が26%、ご本人への訪問や来所相談が19%、メール相談が7%、その他が8%となっている。

相談内容の割合は、サービス利用に関する相談が21%で最も多く、次いで不安の解消が18%、家族関係・人間関係に関する相談が12%となっている。基幹相談がスタートして稲毛保健福祉センター高齢障害支援課の窓口から紹介された特定相談支援事業所を探しているという相談が非常に多くなっていることからサービス利用に関する相談が最も多くなっていると思われる。

### (2) 地域の相談支援体制の強化の取り組み

#### ① 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

	業務内容
1	あんしんケア小中台に若年性認知の方で障害サービスを受けられるための方法についての助言
2	他の基幹センターへ不動産に関する支援についての助言
3	相談支援事業所並木道に身体障害者の移動支援利用についての助言
4	れんげ希望相談室のケースの児童発達支援事業所探しの介入
5	並木道より介護保険に関わる支援の助言
6	あんしんケア小中台に障害年金の申請方法に関する助言
7	介護保険事業所に障害のサービスの情報提供および助言
8	他市の相談支援事業所に対し、千葉市内のグループホームについて情報提供
9	いちご相談支援事業所にケースに関するサービス等についての助言
10	地域の特定相談支援事業所より困難ケースの相談。支援方法や事業所情報等の助言
11	就労継続B型事業所より、困難ケースに対する計画相談支援事業所の対応についての助言

1 2	相談支援事業所並木道より、困難ケースの相談。関係機関との連携などの支援方法を助言
1 3	アセプトハートのケースについて助言
1 4	介護保険併給の方のケアマネに、地域資源と支援方針についての助言
1 5	いちご相談支援事業所のケースについて助言および、支援に関する指導
1 6	今月で家を退去しなければいけない方の事例に対する助言
1 7	強度行動障害の児童の事例に対する助言
1 8	引きこもりの事例に対する助言
1 9	児童家庭支援センターに障害年金申請や訪問看護の申請、児童の障害福祉サービスについての情報提供

## ② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

	業務内容
1	行動障害の方への支援に関する研修企画(中央区基幹相談支援センターと合同開催)
2	相談支援事業所意見交換会 ※「(4)地域自立支援協議会」を参照

## ③ 地域の相談機関との連携強化の取り組み

	業務内容
1	稲毛保健福祉センター各課に基幹相談支援センターの開設と情報提供
2	稲毛区内のあんしんケアセンター6事業所を訪問し、基幹相談支援センター開設の挨拶と情報提供
3	特別支援教育コーディネーター連絡協議会参加
4	千草台地区地域ケア会議に参加
5	成田市特定相談支援事業所との連携会議(千葉市の基幹相談支援体制等の情報提供等)
6	キャリアセンターの地域意見交換会に参加、事例報告
8	就労支援機関および支援学校進路担当との意見交換会
9	行動障害の方の支援を考える研修会の企画検討会議
1 0	障害者就業・生活支援センター(松戸)と退職後の支援についての情報交換
1 2	地域生活支援拠点事業所との情報交換
1 3	社協稲毛区事務所と次年度に向けた情報交換
1 4	稲毛区ケアマネ会議参加
1 5	UR コミュニティ千葉住まいセンターウェルフェア事業課(生活支援アドバイザー等)との情報交換
1 6	ひきこもりの児童の対応、利用できる可能性がある機関について、児童家庭支援センターふたば、ライドハウスちばと情報交換

## ④ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言

	業務内容
1	就労先に電話で本人への接し方、障害特性についての助言
2	市立養護学校にて地域課題の共有とそれに対する対策方法の検討(学校アンケート等)
3	県外の特別支援学校から県立千葉特別支援学校への転校を考えているとのご相談。千葉市教育委員会と



	県立千葉特別支援学校へ手続き等の情報共有
4	千葉市教育委員会のスクールソーシャルワーカーに対し、基幹相談支援センターで行える支援内容、一般的な障害福祉サービスの種類、利用に向けての流れなど情報提供
5	千葉市養護教育センターより研修講師依頼(企画内容の打ち合わせ)
6	スクールソーシャルワーカーより障害福祉サービス利用についての相談
7	児童家庭支援センターより、障害年金申請や訪問看護の申請、児童の障害福祉サービスについての問い合わせ。それぞれについて情報提供を行う
8	就労支援機関および支援学校進路担当との意見交換会
9	四街道特別支援学校に卒業後に利用できるサービス状況について情報提供

⑤ 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

地域の相談支援事業所から個別の支援に関して助言を求められた際には対応を図ってきたが、行政と連携を図り幅広く事例の検証を行うところまでは実施できていない。

(3) 地域移行・地域定着の促進の取り組み

① 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

	業務内容
1	精神障害者にも対応した地域包括システム推進連携会議についての研修会(稲毛区相談支援事業所意見交換会にて)
2	地域生活支援センターふるるに対し、深め隊ピアサポーター出前講座実施

② 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

	業務内容
1	他市の相談支援事業所から退院支援にあたっての千葉市の資源についての問合せがあり、GHや入所施設等の情報提供を行っている。
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業連携会議(すすめ隊)に参加
3	地域包括ケアシステム構築推進会議連携会議(オンラインによる参加)
4	府中刑務所から出所するケースの面会および関係者会議
6	精神障害にも対応した地域包括ケア構築推進事業連携会議参加(ZOOM)

#### (4) 地域自立支援協議会の運営

##### ① 運営事務局会議

	日時	会議内容	備考
R2年度 第4回	令和2年 11月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点の説明</li> <li>・各地域部会説明(地域課題)</li> <li>・災害、コロナ対策について 等</li> </ul>	(会場) 千葉市コミュニティーセンター
R2年度 第5回	令和3年 1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントに関する周知</li> <li>・各地区部会議事要旨について</li> <li>・各地域部会からの意見 等</li> </ul>	新型コロナウイルス感染症対策の為、書面開催
R2年度 第6回	令和3年 3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントに関する周知</li> <li>・各地区部会議事要旨について</li> <li>・各地域部会からの意見 等</li> </ul>	新型コロナウイルス感染症対策の為、書面開催 (幹事運営)

##### ② 稲毛地域部会

	日時	会議内容	備考
R2年度 第1回	令和2年 10月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの紹介</li> <li>・運営事務局会議、意見交換会の報告</li> <li>・地域課題について</li> </ul>	○参加者18名 (会場) 稲毛保健福祉センター
R2年度 第2回	令和2年 12月11日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの紹介</li> <li>・運営事務局会議、意見交換会の報告</li> <li>・地域課題について</li> </ul>	○参加者22名 (会場) 稲毛保健福祉センター
R2年度 第3回	令和3年 2月16日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題事例検討(2ケース)</li> <li>・運営事務局会議の報告</li> <li>・令和3年度地域部会開催日程について</li> </ul>	新型コロナウイルス感染症対策の為、書面開催

##### ③ 稲毛区相談支援事業所意見交換会

	日時	会議内容	備考
R2年度 第1回	令和2年 10月5日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センターの紹介</li> <li>・各事業所の近況と情報共有</li> <li>・今年度の意見交換会について</li> </ul>	○参加者：14名 (会場) 稲毛保健福祉センター
R2年度 第2回	令和2年 11月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各事業所の近況と情報共有</li> <li>・ミニ学習コーナー(地域移行・地域定着について)</li> <li>・グループワーク</li> </ul>	○参加者：14名 (会場) 藤公民館
R2年度 第3回	令和2年 12月16日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム推進連携会議について</li> <li>・グループワーク</li> </ul>	花見川区との合同開催 ○参加者：26名 (会場) 稲毛保健福祉センター
R2年度 第4回	令和3年 1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所情報について</li> <li>・今後の意見交換会について</li> </ul>	新型コロナウイルス感染症対策の為、書面開催

R2年度 第5回	令和3年 2月中旬	・地域の課題事例検討(2ケース) ・第6回意見交換会の開催について	新型コロナウイルス感染症対策の為、書面開催
R2年度 第6回	令和3年 3月中旬	・地域の課題事例検討(3ケース) ・令和3年度意見交換会の開催日程(案)について	新型コロナウイルス感染症対策の為、書面開催

#### ④ 総括

今年度は新型コロナウイルスの影響により、書面開催が多くなってしまったことで、顔を合わせて有意義な議論ができなかったことが残念であった。しかし、書面開催による事例検討については、普段あまり発言されない方がご意見を下さるなど、通常の議論よりも意見は述べやすい様子もあった。地域部会においては、これまで児童分野からの参加者がいなかった為、新たに、県立千葉特別支援学校のコーディネーターの先生と、房総双葉学園の相談員の方にメンバーとして加わっていただき、子どもからお年寄りまでの幅広く協議ができるようにメンバーの再構築を行っている。／

#### (5) 権利擁護・虐待の防止

##### ① 成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援

	業務内容
1	市町村申し立てに繋げるための聞き取りに同席
2	成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会に参加
3	成年後見制度 市町村申し立てに向けての面談に同席
4	成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用に向けての面談に同席
5	不動産物件購入にあたっての成年後見制度の相談
6	成年後見制度の市町村申し立てに向けて、行政と書類の作成、確認を行う

##### ② 障害者等に対する虐待を防止するための取り組み

	業務内容
1	児童家庭支援センターへの助言
2	障害者虐待の可能性のあるケースについて、高齢障害支援課を含む関係者会議を実施
3	障害者虐待、児童虐待の可能性のあるケースについて、虐待専門相談の場に同席
4	虐待の可能性のあるケースの関係者会議に参加
5	千葉県主催障害者虐待防止法研修に参加
6	障害者虐待・児童虐待の可能性のあるケースについて児童相談所で関係者会議を実施
7	共生社会フォーラムに参加

## (6) 障害者相談支援に関する情報発信の取り組み

	業務内容
1	千葉県主催相談支援体制の変更に伴う説明会参加
2	他事業所への障害福祉サービス情報の提供 多数 ※相談支援事業所へのメール配信など
3	ポッチャの普及啓発を行っている団体からの情報収集・発信
4	千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)研修に参加
5	稲毛区版相談窓口パンフレットの企画検討会議
6	就労移行支援事業所への情報発信と提供(ピアについて)
7	あやめ台団地生活支援アドバイザーと団地内に住む障害者の方の生活実態について情報共有
8	稲毛区基幹相談支援センターのパンフレットを各関係機関に配布

## (7) 地域生活支援拠点との連携

### ① 総括

令和2年度、地域生活支援拠点事業と連携を図ったケースは4件であった。全て緊急対応を要す状況ではあったが、緊急受け入れまでには繋がらなかった。そこには、受け入れ側の体制の問題、短期入所の支給を受けていなく実費負担になってしまうなどの制度に関する問題など様々な課題が浮かび上がってきた。

3月に3カ所の拠点事業の職員と当センター職員と情報交換を行うことができ、互いの状況を深く知る事ができた。今よりも生きた拠点事業となるには、先ずは拠点事業の実態を関係機関が深く知り、面的整備を具体化するための方法を議論する必要があると共通理解を図っている。

※ 別紙4. 地域生活支援拠点との連携状況報告を参照

## (8) 職員の資質向上のための研修計画

### ① 総括

令和2年度はコロナウィルス感染拡大の影響で、事業所外の研修が次々とキャンセルとなり、いくつかオンライン研修には参加ができたが、研修会という形の自己研鑽の機会が少なくなってしまったのは課題として残る。

その中でも、相談支援従事者初任者研修および現任研修、強度行動障害者養成研修は、受講できる対象の職員は積極的に参加し、専門職員としてのスキルアップが図れた。医療的ケア児等コーディネーター養成者研修および主任相談支援専門員研修については、令和2年度の実施がなかった為、令和3年度に実施された際には積極的に参加をする。

また、事業所内においては、毎週金曜日に全職員で顔を合わせ、近況報告や事例検討、様々な情報の共有をし、日々の相談業務に活かせるように取り組んできた。日々、一人で行動することが多い専門職員ではあるが、チームアプローチを意識しながら相談者と接することができるように心がけている。

## 7. 公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り

稲毛区における相談支援の中核的な役割を担う機関として、稲毛保健福祉センターの各課や市内の相談支援事業所、区内6カ所のあんしんケアセンター等と密に連携を取りつつ、障害のある方が安心して生活ができるように支援を行ってきた。日を迫うごとに相談件数は増えており、地域において基幹相談支援センターの知名度は高くなってきている。／

相談内容について、地域で暮らす方の中には、単身で身寄りのない方や、周囲に援助を求められない引きこもりの方などもいるが、大きな問題として取り沙汰されている8050問題は稲毛区でも顕著に見られており、あんしんケアセンターからの相談件数も増加傾向にある。

運営にあたり公正かつ中立性を確保するために、6カ所の基幹相談支援センター同士の連携は密に取ってきた。具体的には自立支援協議会での活動以外にも、毎月の管理者会議(基幹ネットワーク会議)、花見川区基幹との合同研修会(地域包括ケアシステムについて)、中央区基幹との研修企画(強度行動障害者の方への支援について)を行うなど、互いの地域でより良い支援が提供できるよう連携強化を図っている。

計画相談支援の兼務状況については、当初数値目標として掲げた令和3年度末までに90ケースを引き継ぐという目標は、引継ぎ先の事業所が少ないこともあり、54ケースに留まっていることが反省点として挙げられる。また、相談支援事業所や相談支援専門員が増えるよう、地域に向けて働きかける計画は立てていたが、相談支援事業所の意見交換会での情報共有止まりとなっており、具体的な策が講じられなかったことも反省として残る。／

## 8. 公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み

### 1. 稲毛保健福祉センター(高齢障害支援課)との定例会議

稲毛区における総合相談窓口として地域の方により分かりやすく利用し易い相談機能を果たすためには、稲毛保健福祉センター(特に高齢障害支援課)との密な連携は必須である。令和3年度は、年4回(5月・8月・11月・2月)の定例会議を設け、よりきめ細やかな相談支援が提供できるように連携を図る。／

### 2. 計画相談支援の引継ぎ

先に述べたように、基幹相談の業務に専念するには計画相談支援の引継ぎは急務である。今後益々基幹センターの相談依頼は増えることが予想されるため、早急に具体的な策を講じる。／

### 3. 相談支援事業所意見交換会や地域部会、研修会等の開催方法の工夫

昨年度はコロナ禍での一年となり、顔を合わせての会議や意見交換ができず、書面開催が多くなり、地域の関係機関との連携強化が図りにくい状況であった。それを改善すべく、令和3年度はオンラインでも開催ができるようネット環境を整え、互いの距離を少しでも近づけてより良い支援に繋がられるように工夫を図る。

### 4. 基幹センターの連携強化

令和3年3月より毎月開催とした基幹ネットワークを大いに活用し、6つの基幹相談支援センターが同じ方向を向いて歩めるようしっかりと連携を図る。

## 令和2年度 実績報告書（年次）

若葉区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施 業務時間外の緊急時支援の内容	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり 別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	相談支援事業所、児童相談所等主催の会議に参加し各種相談への対応を実施した。 ※詳細は、月次報告書のとおり
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービスマニュアルの点検・評価等）	相談支援事業所意見交換企画案、モニタリングの事例発表：12/28、1/25 精神障害者の地域移行に関する合同研修を実施：2/16 ※詳細は、月次報告書のとおり
	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	若葉区相談員会議（多職種会議）：11/27、1/29、2/10、3/3 ※詳細は、月次報告書のとおり
	学校や企業等へ赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	市立養護学校訪問 卒業生、在校生の情報収集、情報共有：3/23 ※詳細は、月次報告書のとおり
	地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	相談支援事業所意見交換企画案、モニタリングの事例発表：12/28、1/25 ※詳細は、月次報告書のとおり
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 実績なし
	地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議：11/12 ※詳細は、月次報告書のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・地域部会実施日：10/27、12/22、2/8(書面開催) ・相談支援事業所意見交換会：11/25、12/28、1/25、3/25 ※詳細は、月次報告書のとおり
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援 成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク構築に向けた調査会 参加：12/16 ※詳細は、月次報告書のとおり
	障害者等に対する虐待を防止するための取組	若葉区地域部会で千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システムの対象者に関する検討を実施：10/27 ※詳細は、月次報告書のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	各種研修への参加 ※詳細は、月次報告書のとおり
8	地域生活支援拠点との連携	別紙4「地域生活支援拠点との連携状況報告」のとおり
9	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	一般的な相談支援、総合的な相談支援の実施では他機関からの依頼が多く、他機関との関係者会議への参加、利用者宅への同行等を含め連携を行ってまいりました。地域の相談支援体制の強化の取組では、地域の相談機関との連携強化のため、若葉区相談員会議を実施、学校へ赴いての情報収集および情報共有を行いました。地域移行では千葉市地域包括ケア構築推進連携会議に参加し、個別のケースは病院に訪問して退院までの対応を連携して行いました。地域自立支援協議会では地域部会と相談支援事業所意見交換会の運営を行っています。各種会議の中で情報の収集、発信を行っています。権利擁護・虐待防止では地域部会での検討、成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク構築に向けた調査会への参加を行っています。以上のことから、今期を振り返ると提案書の内容はおおむね実施することが出来たといえます。しかし、コロナ禍で連携会議等の実施が出来ない部分がありました。また、基幹相談支援センターを半年行ったことで基幹相談支援センターの役割の確認と周知が必要であるように感じています。今期の取り組みで対応が必要な部分を検討し、次期への取り組みへ活かしていきます。
10	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	今期の振り返りを踏まえ、次期の取り組みではより他機関との連携や研修実施を進めていきます。あんしんケアセンターとの合同研修、教育機関との連携会議の実施を検討しています。精神科等の病院から地域移行を行う際に個別ケースについて連携を行っていますが、地域移行に向けた普及啓発も同時に取り組めるように対応できないか検討していきます。基幹相談支援センターの役割の周知および各種会議等で得られたものを地域等への発信も行えるよう取り組んでいきます。

## 【記載に係る留意事項】

※各項目ともに主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

## 令和2年度 実績報告書（年次）

緑区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容	
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり	
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり	
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり	
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	他相談支援事業所より、担当ケースの相談を受け助言を行う。 ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	実績なし
		地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	10/5 市立養護学校生徒の卒業後の支援のあり方について連携会議を行った。 1/12 連携会議（子どもの生活を支える仕組み作り）を1月より開催した。 ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。
		学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	12/21 連携会議（子どもの生活を支える仕組み作り）実施に向け、各教育関係者と意見交換を行った。 ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	11/15 セルフプランにより支給決定されている方のアフターフォローを行う。 ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	実績なし
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	実績なし
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・地域部会～10/19 12/22 2/17 ・意見交換会～10/23 11/30 12/16 2/16 3/17 （子どもの生活を支える仕組み作り～1/12 2/9 3/17）	
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援	10/27 相談者に制度の内容と利用について説明を行う。 ※詳細は月次報告書のとおり。
		障害者等に対する虐待を防止するための取組	実績なし
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	11/2 千葉県精神保健福祉課「地域包括ケアシステム」の説明会に参加した。 ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。	
8	地域生活支援拠点との連携	別紙4「地域生活支援拠点との連携状況報告」のとおり	
9	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	・地域の支援体制の強化という点において、特に幼児期から児童期における支援の重要性に着目し、連携会議（子どもの生活を支える仕組み作り）を立ち上げた。 ・当法人は拠点事業の受託していることから、未だ手探りではあるものの、連携した支援実績を残すことができた。	
10	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	・拠点事業が3か所に増えたことから、連携支援の強化を図る。 ・連携会議（子どもの生活を支える仕組み作り）を次年度も継続するなかで、様々な状況に応じた仕組み作りを模索していく。 ・今期実績のなかった項目について取り組んでいく。人材育成における研修会を、他基幹と連携しながら実施していく。	

## 【記載に係る留意事項】

※各項目ともに主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

## 令和2年度 実績報告書(年次)

美浜区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容	
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり	
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり	
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり	
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	あんしんケアセンター等と連携し、各種相談への対応を実施した。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等)	12/18 社会不安障害の利用者への対応など事例検討。1/15知的障害の方の事例検討。3/19報酬改定に関する研修会を実施。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等)	11/11 磯辺地区地域ケア会議に参加。12/16第2回成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワークの構築に向けた専門調査会に参加。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		学校や企業等へ赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	1/12 市川大野特別支援学校の生徒の卒業後の相談支援体制の構築のための協議。3/16移行支援会議にリモートで参加。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	実績なし
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	実績なし
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	10/12 千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議に参加。※詳細は、月次報告書のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	各区域域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・地域部会実施日：10/20、12/15、2/16(書面開催) ・相談支援事業所意見交換会：10/23、11/20、12/18、1/15、3/19※詳細は、月次報告書のとおり	
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援	成年後見制度の利用に向け、千葉市成年後見支援センターや司法書士事務所との協議などに取り組んだ。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		障害者等に対する虐待を防止するための取組	11月 家族からの暴言などへの対応として、警察署への相談、GHへの入居などの支援を行った。 ※詳細は、月次報告書のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	2/15 地域ケア会議への出席において、基幹相談支援センターの役割と連携について、民生委員等に説明した。 ※詳細は、月次報告書のとおり	
8	地域生活支援拠点との連携	別紙4「地域生活支援拠点との連携状況報告」のとおり	
9	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	ワンストップでの相談支援の実践を行い、地域の課題が明らかになってきた。また、あんしんケアセンターや民生委員との連携が増加した。	
10	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	明らかになった地域課題(8050問題への対応、障害児への切れ目のない支援、相談支援体制の充実など)の実態を把握し、解決に向けた関係機関との協働を地域部会を中心に実践する。	

## 【記載に係る留意事項】

※各項目ともに主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。



## 令和2年度 中央区障害者基幹相談支援センター 自己評価シート

作成日：令和3年6月15日

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など)
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、各地域の特性や実情に応じて効果的に取り組んだか。	はい	地域の特性や実情を踏まえたつもりではありません。重度化高齢化に向けての支援が重要とみています。医療的ケアや強度行動障害のある方等の支援困難者の支援を見据えた地域づくりの重要性を感じております。そういった協議の場づくりとして、8050部会、医療的ケア部会を行ってきました。支援困難者として行動障害と強度行動障害を考える会も運営してきました。
2	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	
3	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行っているか。	はい	
4	職員の職場定着に向けた取組を実施しているか。	はい	
5	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい	
6	職員の資質向上を図るための効果的な取組を実施したか。	はい	
7	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	
8	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	
9	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	はい	
10	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	
11	障害者相談支援事業者から必要な業務の引き継ぎを受け、円滑な業務の移行に十分に留意したか。	はい	
12	令和3年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	
13	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい	
14	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	
15	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	
16	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行いますが、支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	
17	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	
18	個人情報の取り扱いについては、関係法令(ガイドライン、千葉市個人情報保護条例等を含む。)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	
19	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	
20	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	
21	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	
22	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など)
23	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	
24	センターは、市(本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署)との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	
25	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市(保健福祉センターをはじめとする関係部署)と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	
26	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	
27	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	
28	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	
29	障害者が、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくにはどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	
30	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対	はい	
31	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援	はい	
32	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	
33	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	
34	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる相談窓口として、来所相談、訪問相談、電話相談のほか、FAX、メールでも相談を受け付けし、適切に対	はい	
35	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	
36	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要サービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行った	はい	
37	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に	はい	
38	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている特定事業所加算の取得に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行った	はい	
39	特定事業所加算取得の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と	はい	
40	地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化に取り組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括	はい	
41	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	どちらともいえない	今後は拠点も巻き込み重い障害の方の支援の専門的な対応ができる体制づくりも視野に入れる必要を感じている。
42	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取り組んだか。	はい	
43	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	
44	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	
45	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など)
46	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	
47	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	
48	協議を進めていく過程において、ただ課題を抽出するだけでなく、その解決策まで協議を行ったか。	はい	
49	解決策の検討にあたって、現行制度や市の各種計画との整合性、他市の状況や費用対効果の視点、関係者との合意形成にも配慮しながら、検討を行ったか。	はい	
50	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	
51	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等につなげたか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	
52	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉県障害者虐待防止センターと連携を図るなど、適切な対応を行ったか。	該当なし	
53	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	
54	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	

「はい」と答えた数	52	(96.3%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	1	(1.9%)
「該当なし」と答えた数	1	(1.9%)

令和2年度 中央区障害者基幹相談支援センター 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化 (No. 37~41関係)

相談支援事業者に対する指導・助言の件数	85
相談支援事業者の人材育成の支援件数	13
相談機関との連携強化の取組の実施回数	43

2 計画(障害児)相談支援 兼務の状況 (No. 12関係)

	R2.10.1	R3.3.31	増減
兼務している専門職員数	1	1	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	50	50	0

3 専門職員の資格取得の状況 (No. 3, 6関係)

資格種別	資格名	R2.10.1	R3.3.31	増減
加算対象 資格	社会福祉士	5	4	-1
	精神保健福祉士	2	2	0
	保健師		1	1
	保育士			0
	相談支援従事者初任者研修修了者	5	4	-1
	相談支援従事者現任研修修了者	3	2	-1
	主任相談支援専門員			0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	2	1	-1
	強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践研修)修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	2	2	0
その他の 資格	千葉県精神障害者ピアサポート専門員養成研	1	1	0
				0
				0
				0

## 令和2年度 花見川区障害者基幹相談支援センター 自己評価シート

作成日：令和3年6月11日

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など)
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、各地域の特性や実情に応じて効果的に取り組んだか。	はい	・千葉市の掲げる障害者施策の指針および障害者計画に則り、共生社会の構築に向け、障害種別を超えて各々のニーズに対応できるよう地域の相談機関と連携し総合的・専門的な相談支援の実施に努めた。
2	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	・障害者相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業者への助言、他相談機関との連携強化・相談支援体制の強化の取組を行うことを目標に計画を作成した。
3	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行っているか。	はい	・国家資格や相談支援専門員の資格を有する職員・障害福祉で長年勤務・障害者の地域生活支援に携わって来た職員等を複数配置することで、様々な障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的支援を行うことに努めた。
4	職員の職場定着に向けた取組を実施しているか。	はい	・基幹相談支援センターの業務に長期に安定して取り組めるよう、母体の社会福祉法人職員70名の中から、本業務に適すると考えられる職員(正規)を配置している。
5	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい	・基幹センター職員に欠員(産休)が生じたが、市と事前協議のうえ法人から速やかに適した人材を補充した。
6	職員の資質向上を図るための効果的な取組を実施したか。	はい	・相談支援の質の向上を図るため、虐待防止・個人情報管理はもとより、精神障害(精神科入院に関する制度・実態・施策等)、成年後見(制度・後見人訪問等)、地域包括ケア、就労支援、相談業務、障害福祉サービスと支給に関して等、様々な研修の機会を設けた。
7	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	・千葉市知的障害者生活支援事業で地域生活支援・相談の経験を持つ管理者と福祉現場の第一線で対応経験を持つ国家資格保有者の専門職員を配置している。
8	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	・職員の変更について、運営業務委託仕様書の規定に基づき、補充の30日前期日までに千葉市へ経歴書・資格証等を添付のうえ、文書での協議申し入れを行い、事前の承認を得ている。
9	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	はい	・上記項目が職員の産前休暇であった。職員の変更同様に休暇取得に関して、規定に則り手続きを行っている。
10	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	・該当項目が職員の産前休暇であり、期日が事前に把握可能であったことから、滞りなく引継ぎと新規配置職員の業務周知を行っている。
11	障害者相談支援事業者から必要な業務の引き継ぎを受け、円滑な業務の移行に十分に留意したか。	はい	・千葉市の障害者相談支援事業変更および知的障害者生活支援事業廃止に伴い、区内外相談事業所からの引継ぎを受けた。ケースにより、急な変更を希望しない場合はその意向に従うこととした。
12	令和3年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	・基幹相談支援センター開設時は兼務が一名おり、期限までの兼務解消を予定していたが、上記職員交代により解消されている。
13	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい	・センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要する件は、毎月の会議等が想定されるが、相談の少ない時間帯を選びセンターの本来業務を圧迫しないよう配慮している。別に委託料等が発生する事業は県からの委嘱事業等が想定されるが、市から経由の事業であり協議を行っている。
14	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	・運営にあたり、公費によって賄われることを理解のうえ、公正な運営に努めた。また逐次、千葉市とも協議を行った。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
15	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	・相談支援においては傾聴を基本に、信条・性別・社会的身分等の差別がないよう対応した。事業所や関係機関紹介には、特定の事業者等に合理的理由なく偏ることのないよう配慮した。
16	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	・地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、これまで花見川・稲毛地区自立支援協議会地域部会のメンバーを基本踏襲し、特別な制約がない限り、同時業種でも複数事業者に出席要請している。また逐次、千葉市とも協議を行った。
17	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	・障害者基幹相談支援センターの運営にあたっては、千葉市の掲げる障害者施策の指針および障害者計画の根本となる障害者総合支援法ほか、障害者虐待防止・個人情報保護等を含む関係法令の遵守を基本に心掛けた。
18	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン、千葉市個人情報保護条例等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	・個人情報の管理に関し、個人情報の保護に関する法律に基づく取り扱い者の選任及びスタッフに対し個人情報管理徹底と職場研修（個人情報保護・プライバシーの保護・個人情報保護法の成立および改正に関する経緯・個人情報取扱特記事項等習熟）学習会を実施。
19	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	・千葉市が規定した“障害者基幹相談支援センター利用登録申請書”の“同意欄”に、『必要に応じて他区基幹およびその他関係機関への情報提供に同意』の旨が明記されており説明している。
20	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	・千葉市社会福祉協議会運営適正化委員会が主催する、福祉サービス苦情解決研修会に参加、事例や対応についてスタッフにも還元している。
21	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	・法人の経理部門において適正に管理運営している。
22	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	・日々の業務は業務日誌に記録、なかでも相談記録は当事者個別に、一日または案件の推移ごとにまとめて記録・保存している。問い合わせに対して、休眼ケースでも最新直近の時点から辿れるように努めている。
23	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	・名札・名刺とともに、訪問時に所持している。
24	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	・所管の千葉市保健福祉局障害福祉サービス課はもとより、精神保健福祉課・健康福祉部在宅医療・介護連携支援センター・花見川区高齢障害支援課・健康課・社会援護課を含め、区および区保健福祉センターの関係複数部署と連携に努めている。
25	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	・千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議において、精神障害者の地域移行に関する花見川区への帰還希望困難事例への対応依頼を受けるとともに、当センターからも対応依頼を掛ける等やり取りをしている。また、地域から持ち込まれる困難事例に関し、精神障害の事例が多く、区健康課との頻繁なやり取りと連携協力を行うなかで対応している。
26	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	・月次報告は毎月、定められた10日の期日までに提出。その他、年度の計画及び報告は所定の期日までに、また修正があった場合は可能な限り速やかに提出した。
27	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	・期間内には障害者基幹相談支援センター業務時間外の相談で警察介入等の緊急案件は発生していないが、時間外には転送による電話対応を行った。
28	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	・障害者基幹相談支援センターへの相談の第一報は、当事者・家族・地域住民・関係機関等に共通して、電話が最も多かった。来所・訪問の契機も電話で、FAXや電子メールも開設しているがごく少数であった。

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など)
29	障害者が、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくにはどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	・基幹相談支援センター開設直後から、これまで福祉サービスに繋がらなかった地域住民からの相談や行政・他機関からの相談が多く寄せられ、ニーズや社会資源とのマッチングに留意しつつ、福祉サービス利用や医療をはじめとする他機関へと繋がった。
30	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	・開設当初は家族や地域住民の相談が多数を占めた。徐々に当事者や関係機関からの専門的な相談も増えた。件数増と依頼内容の深化に、緊急度合や優先順位等バランスを考慮したうえで行政・関係機関と協議・連携し対応した。
31	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	・基幹相談支援センター開設以前は、あんしんケアセンターが高齢者と共に抱えていた同居の障害者や地域生活者の案件を、基幹センター開設により情報提供を受け、引き継ぐことが多かった。新たに行政・他機関と繋ぎ、福祉サービス利用や医療に繋がった。
32	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	・障害者基幹相談支援センターの認知度が高まるにつれ、手帳/受給者証の有無に関係なく、問い合わせや相談が増えている。状況と要望を聞き、可能な限り対応に努めている。
33	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	・当事者・家族のみならず、地域・諸機関からの問い合わせ・相談も多くあり、内容を伺いながら(非該当であっても)可能な限り、支援に繋がるよう他機関への連携を求め対応した。
34	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる相談窓口として、来所相談、訪問相談、電話相談のほか、FAX、メールでも相談を受け付けし、適切に対応したか。	はい	・相談や問い合わせ・依頼の方法は電話が最も多く、来所或いは訪問で聞き取りに繋がった。電子メール・ファクシミリでの相談はごく少数であった。
35	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	どちらとも いえない	・医療ケア・重複障害者のケースは、対応に長けた専門機関の協力を仰ぎ対応した。強度行動障害者には、相談員が強行基礎研修等研修受講済みで、通常対応している。
36	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要サービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	・地域生活する障害者夫婦の出産に際し、産前の健診・受診・入院、出産前後のケア・育児に関する情報提供と見守り体制構築等を、医療機関・行政・サービス事業所等とネットワークを構築した。また妊娠から出産に至る過程で、本人達への意識付けも行った。
37	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	・地区相談事業所意見交換会で各事業所の相談体制を調査・実態把握し、向こう三か月間の相談受け入れ可能数の把握と相談依頼を基幹相談支援センターに集約することで、迅速かつ円滑な相談員選定に努めた。また相談員の業務見直しと軽減働きかけ、相談員の相談対応後方支援等にも配慮した。
38	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている特定事業所加算の取得に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	どちらとも いえない	・基幹相談支援センター開設とそれに関連する制度への理解深化が至らず、計画相談事業所への周知に課題が残った。
39	特定事業所加算取得の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	どちらとも いえない	・困難事例への計画相談支援事業所相談員支援には極力務めたが、特定事業所加算取得に関する情報提供や促しは、制度理解と周知の意識が十分とはいえなかった。
40	地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化に取り組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	・地域部会を通じ、地域の相談機関との情報共有と交流・連携協力を図った。あんしんケアセンター・スクールソーシャルワーカー(SW)・医療SW・ハローワーク・キャリアセンター等との間で連携協力の機会が多くあり、医療・学校・行政・他相談支援機関・福祉サービス提供事業者等、多職種連携のチーム支援として初めて成立した事例も多数あった。
41	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	どちらとも いえない	・特に緊急に身柄の安全確保をしなければならない事案もあり、都度、拠点施設コーディネーターに相談・連携を求めたが、実施できた事例は皆無だった。拠点事業の役割としては、緊急受け入ればかりでなく同種他事業所間のネットワーク構築も重要な業務であると考えられるが、地域の福祉資源の面的整備の一環として基幹相談支援センターも協力協働して行きたい。
42	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取り組んだか。	はい	・引きこもり当事者のグループホーム移行や80-50と言われる家庭が崩壊した際、当事者の地域生活維持に福祉サービス利用や医療への連携を促し繋いだ。

No	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など)
43	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	・これまで精神障害者への関りに関し、不得手・手数な部分があった感が否めなかった。その差異を埋めるべく、“千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業”に参加し、地域定着支援対応を行った。また、ケースの対応依頼も行う中で地域移行への技法を学んだ。
44	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	・担当回が新型コロナウイルス蔓延警戒対策期にあたり、書面での開催となり、次第・議案および資料作成・取りまとめ等を市と協議のうえ、書面のやり取りで開催した。
45	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	・新型コロナウイルス蔓延警戒対策期は書面での開催となった。式次第・議案および資料作成・取りまとめ等を市と協議のうえ、書面のやり取りで開催した。特に地域の課題事例に関し、“提案・意見を募る・課題改善にむけた前進”の各過程で書面ならではの利点である、記録保存性を生かし、事案検討に丁寧に取り組む機会を得た。
46	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	・本会も新型コロナウイルス蔓延警戒対策期にあたり、書面での開催となり、式次第・議案および資料作成・取りまとめ等を市と協議のうえ、書面のやり取りで開催した。これまで未達だった区障害支援課の参加も得られ、地元の福祉的課題認識への情報共有と理解について前進した。
47	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	・福祉的課題に関し、身近な不便不都合不利益として捉えるだけでなく、年齢・性別・障害種別・社会的地位・地域独特の特性を超えた全時的な課題としての問題意識が持てるよう各課題に横たわるテーマを浮き彫りにする討議となるよう努めた。
48	協議を進めていく過程において、ただ課題を抽出するだけではなく、その解決策まで協議を行ったか。	はい	・緊急案件に対する福祉的な受け皿確保等の喫緊対策と中長期的案件に対する施策への提言対応等、課題の性質により分けて協議の方向と取り組み議論を行った。
49	解決策の検討にあたって、現行制度や市の各種計画との整合性、他市の状況や費用対効果の視点、関係者との合意形成にも配慮しながら、検討を行ったか。	どちらともいえない	・障害者基幹相談支援センターが開設され、また市障害者計画・障害福祉計画の見直し期とも重なり、改めて各々の立場で市内外の施策に触れる機会や目を向ける視点も増えた。開始したばかりで施策レベルでの考慮・対応が十分であったとは言い難いが、今後、各区障害者基幹相談支援センターのネットワークや行政および多職種連携の中で、課題と対応を総合的に考え進めていきたい。
50	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	・各会議各回テーマを設け、参加者に提示・意見を求めた。進行するうえで各々の立場や日頃の活動から得た経験や知識を出して貰い、共有する中で偏りが無いよう努めた。
51	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等につなげたか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	・基幹相談支援センター開所前に成年後見人を尋ねて制度に纏わる話を聞き、社協成年後見センター出張研修等を受講し、制度理解に努めた。また、ケース対応の中で虐待案件(ネグレクト)から市長申し立てとなる複数事例に関わった。
52	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図るなど、適切な対応を行ったか。	はい	・複数の虐待案件に関り、基幹相談支援センターとして行政と連携協力し、当事者の保護・虐待防止センターに繋ぐ・受け入れ期間中の対応支援・福祉サービス利用に向けた準備に携わった。
53	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	・地域生活する障害者家庭が既にした契約に不安を抱き、解消を希望した案件で解約手続きに携わった。
54	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	どちらともいえない	・当事者・家族・事業者・行政他諸機関等からの問い合わせや情報提供依頼には可能な限り応えた。積極的に情報の収集・集約・発信を行ったかという点については、十分とは言えなかった。

「はい」と答えた数	48	(88.9%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	6	(11.1%)
「該当なし」と答えた数	0	(0.0%)



令和2年度 花見川区障害者基幹相談支援センター 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化 (No. 37~41関係)

相談支援事業者に対する指導・助言の件数	16
相談支援事業者の人材育成の支援件数	6
相談機関との連携強化の取組の実施回数	51

2 計画(障害児)相談支援 兼務の状況 (No. 12関係)

	R2.10.1	R3.3.31	増減
兼務している専門職員数	1	0	-1
兼務している専門職員が担当している利用者数	23	0	-23

3 専門職員の資格取得の状況 (No. 3, 6関係)

資格種別	資格名	R2.10.1	R3.3.31	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	3	0
	精神保健福祉士	0	1	1
	保健師	0	0	0
	保育士	2	1	-1
	相談支援従事者初任者研修修了者	2	1	-1
	相談支援従事者現任研修修了者	1	1	0
	主任相談支援専門員	0	0	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	0	0	0
	強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践研修)修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	1	1	0
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0

## 令和2年度 稲毛区障害者基幹相談支援センター 自己評価シート

作成日：令和3年6月16日

No	チェック項目	自己評価	特記事項 (努力、工夫した点、課題、今後の目標など)
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、各地域の特性や表情に応じて効果的に取り組んだか。	はい	
2	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	
3	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行っているか。	はい	
4	職員の職場定着に向けた取組を実施しているか。	はい	
5	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい	
6	職員の資質向上を図るための効果的な取組を実施したか。	はい	
7	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	
8	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	
9	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし	
10	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	該当なし	
11	障害者相談支援事業者から必要な業務の引き継ぎを受け、円滑な業務の移行に十分に留意したか。	はい	
12	令和3年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	兼務解消の為、目標数値に向けて取り組んでいるが、引継ぎ先の事業所が少ないことから、公募選定時の目標数値よりも遅れている。
13	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	該当なし	
14	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	
15	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	
16	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	意見交換会では参加する事業所が固定されつつあるように感じる。不参加の事業所にも会議の内容を報告しているが、相談員が必ず参加したいと思える企画内容にしなければならない。
17	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	
18	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン、千葉市個人情報保護条例等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	
19	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	初回面談で必ず説明をし、書面で同意を得ている。
20	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	
21	本委託事業と他の業務等を区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
22	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	
23	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	
24	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	基幹センター開設時に、稲毛保健福祉センターの各課を訪問し基幹センターの概要説明を行い、連携強化を依頼した。
25	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	
26	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書（月次）」を提出したか。	はい	
27	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	
28	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	
29	障害者が、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくにはどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	コロナの影響から、インフォーマルな集まり等に制限があり、福祉サービスにつなげることが多かった。
30	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	ご本人からセンターに相談することの同意が得られないケースや、病識がない方についての対応に難しさを感じる場面はあったが、必要に応じ関係機関と連携を図りながら緊急の有無の判断等を行った。
31	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	日を追うごとに稲毛保健福祉センター各所、あんしんケアセンターと連携を必要とするケースが増えている。また、新たにUR団地に配置されている相談員や自治会との繋がりも増え、地域の支援機関とのネットワークが広がっている。
32	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	
33	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	
34	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる相談窓口として、来所相談、訪問相談、電話相談のほか、FAX、メールでも相談を受け付けし、適切に対応したか。	はい	
35	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	当センターだけでは情報が足りないところについては、各関係機関に情報収集をし、必要な支援に繋いでいる。
36	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	緊急時の対応が困難であることが予測できるケースに関しては、事前にサービスに繋げることや各関係機関との連携を強化してきた。一方、地域生活支援拠点は相談するが様々な理由で繋がらなかったケースが多い。
37	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	
38	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている特定事業所加算の取得に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	地域の相談支援事業所からの加算取得等に関する相談への助言は行っているが、市内全ての事業所がどの加算を取得しているかについては把握しきれていないため、今後調査、分析等をする予定。
39	特定事業所加算取得の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	加算の有無関係なく、市内の相談支援事業所から依頼があった際には積極的に後方支援を行い、良好な関係構築に努めてきた。

No.	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
40	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	
41	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	
42	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取り組んだか。	はい	矯正施設から出所する方への支援として千葉県のモデル事業に協力し、支援を通してこの後の支援体制についての検討を行った。
43	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	
44	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	
45	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	緊急事態宣言中は書面会議として開催
46	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	緊急事態宣言中は書面会議として開催
47	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	
48	協議を進めていく過程において、ただ課題を抽出するだけではなく、その解決策まで協議を行ったか。	はい	
49	解決策の検討にあたって、現行制度や市の各種計画との整合性、他市の状況や費用対効果の視点、関係者との合意形成にも配慮しながら、検討を行ったか。	はい	協議会であがってきた課題については運営事務局会議や基幹ネットワークで関係機関と共有し、千葉市の状況等を把握しながら検討を進めている。
50	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	これまで児童分野の専門家がいなかった為、特別支援学校のコーディネーターと児童家庭支援センターの相談員に参加を依頼しメンバーの再編を行った。
51	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等につなげたか。また、申し立てを行える親族がない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	
52	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図るなど、適切な対応を行ったか。	はい	少しでも虐待が疑われるケースの相談があった場合には、その都度虐待防止センターと情報を共有し対応を図っている。
53	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	詐欺被害にあったご家族支援として、親御さんのケアマネ、地域包括、基幹、警察と連携を取りながら支援体制を構築した。更なる防止策として、今後も関係機関との連携を強化する。
54	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	基幹に集まる各関係機関の新規開設情報や、利用の空き状況等は、一覧にして毎月の相談支援事業所意見交換会で相談員に渡している。

「はい」と答えた数	51	(94.4%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	0	(0.0%)
「該当なし」と答えた数	3	(5.6%)

令和2年度 稲毛区障害者基幹相談支援センター 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化 (No. 37~41関係)

相談支援事業者に対する指導・助言の件数	24
相談支援事業者の人材育成の支援件数	10
相談機関との連携強化の取組の実施回数	23

2 計画 (障害児) 相談支援 兼務の状況 (No. 12関係)

	R2.10.1	R3.3.31	増減
兼務している専門職員数	3	3	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	294	223	-71

3 専門職員の資格取得の状況 (No. 3, 6関係)

資格種別	資格名	R2.10.1	R3.3.31	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	3	0
	精神保健福祉士	1	1	0
	保健師	0	0	0
	保育士	1	1	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	3	3	0
	相談支援従事者現任研修修了者	2	3	1
	主任相談支援専門員	0	0	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	0	0	0
	強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践研修) 修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	1	3	2
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0

## 令和2年度 若葉区障害者基幹相談支援センター 自己評価シート

作成日：令和3年6月15日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、各地域の特性や実情に応じて効果的に取り組んだか。	はい	
2	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	
3	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行っているか。	はい	
4	職員の職場定着に向けた取組を実施しているか。	はい	
5	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい	計画相談との配置換えを行ったため、速やかに職員の確保を行いました。
6	職員の資質向上を図るための効果的な取組を実施したか。	はい	随時研修に参加出来るように取り組んでいます。
7	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	
8	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	
9	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし	
10	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	
11	障害者相談支援事業者から必要な業務の引き継ぎを受け、円滑な業務の移行に十分に留意したか。	はい	
12	令和3年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	令和3年度末までに務解消に向けた対応を行っています。
13	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい	
14	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	
15	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保して対応していますが、紹介可能な社会資源の受け皿が逼迫しているため、同一事業所に依頼・紹介するケースも出てきています。
16	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	
17	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	
18	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン、千葉市個人情報保護条例等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	
19	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	口頭で高齢障害支援課等に問い合わせてもいいかなど了解を得るようにしています。
20	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	
21	本委託事業と他の業務等を区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
22	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	
23	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	
24	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	若葉区高齢障害支援課との打ち合わせを隔月で実施しています。
25	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	
26	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	
27	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	開所時間外は電話転送を行っています。
28	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	
29	障害者が、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくにはどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	
30	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	関係機関等から相談のあった緊急を要するケースについては当日の訪問など対応を行いました。
31	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	若葉区地域部会にて連携を行っています。
32	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	
33	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	関係機関と連携をとりながら対応を行っています。
34	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる相談窓口として、来所相談、訪問相談、電話相談のほか、FAX、メールでも相談を受け付けし、適切に対応したか。	はい	
35	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	
36	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要サービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	緊急時の支援が見込めない世帯を把握し、地域生活支援拠点に報告、連携を行っています。
37	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	
38	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている特定事業所加算の取得に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	意見交換会等で加算に関する案内を行っています。今後は取得阻害の要因等についてより具体的に取り組みたいと思います。
39	特定事業所加算取得の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	
40	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	若葉区地域部会に地域包括支援センターに出席依頼、参加して頂いています。

No.	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
41	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	
42	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取り組んだか。	はい	
43	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	委員として参加を行いました。
44	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	2021年5月実施（書面開催）
45	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	
46	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	R2.10は新型コロナ感染拡大予防等のため開催できませんでした。
47	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	
48	協議を進めていく過程において、ただ課題を抽出するだけでなく、その解決策まで協議を行ったか。	はい	課題の抽出と改善策について話し合い、運営事務局会議等で報告、協議を行っています。
49	解決策の検討にあたって、現行制度や市の各種計画との整合性、他市の状況や費用対効果の視点、関係者との合意形成にも配慮しながら、検討を行ったか。	はい	
50	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	
51	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等につなげたか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	高齢障害支援課、健康課と連携しながら対応を行っています。
52	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図るなど、適切な対応を行ったか。	はい	
53	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	千葉市消費生活センター 高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議 参加予定
54	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	各種会議に参加、意見交換会等で報告を行っています。

「はい」と答えた数	53	(98.1%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	0	(0.0%)
「該当なし」と答えた数	1	(1.9%)



令和2年度 若葉区障害者基幹相談支援センター 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化 (No. 37~41関係)

相談支援事業者に対する指導・助言の件数	19
相談支援事業者の人材育成の支援件数	5
相談機関との連携強化の取組の実施回数	7

2 計画(障害児)相談支援 兼務の状況 (No. 12関係)

	R2.10.1	R3.3.31	増減
兼務している専門職員数	3	2	-1
兼務している専門職員が担当している利用者数	140	60	-80

3 専門職員の資格取得の状況 (No. 3, 6関係)

資格種別	資格名	R2.10.1	R3.3.31	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	3	0
	精神保健福祉士	2	2	0
	保健師	0	0	0
	保育士	1	1	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	3	4	1
	相談支援従事者現任研修修了者	0	0	0
	主任相談支援専門員	0	0	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	1	1	0
	強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践研修)修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	0	2	2
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0

## 令和2年度 緑区障害者基幹相談支援センター 自己評価シート

作成日：令和3年6月15日

No.	チェック項目	自己評価	特記事項(努力、工夫した点、課題、今後の目標など)
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、各地域の特性や実情に応じて効果的に取り組んだか。	どちらも いけない	
2	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	
3	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行っているか。	はい	
4	職員の職場定着に向けた取組を実施しているか。	はい	
5	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	該当なし	
6	職員の資質向上を図るための効果的な取組を実施したか。	はい	
7	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	
8	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	該当なし	
9	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし	
10	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	該当なし	
11	障害者相談支援事業者から必要な業務の引き継ぎを受け、円滑な業務の移行に十分に留意したか。	該当なし	
12	令和3年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	どちらも いけない	
13	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合には、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	該当なし	
14	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	
15	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	
16	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	
17	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	
18	個人情報の取り扱いについては、関係法令(ガイドライン、千葉市個人情報保護条例等を含む。)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	
19	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	
20	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	法人で策定
21	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項 (努力、工夫した点、課題、今後の目標など)
22	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	
23	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	
24	センターは、市(本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署)との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	
25	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市(保健福祉センターをはじめとする関係部署)と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	
26	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	
27	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	
28	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	
29	障害者が、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくにはどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	
30	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	
31	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	
32	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	
33	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	
34	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる相談窓口として、来所相談、訪問相談、電話相談のほか、FAX、メールでも相談を受け付けし、適切に対応したか。	はい	
35	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	どちらとも いえない	必要な研修等に参加を考えています。
36	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	
37	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	相談新事業所の意見交換会で話しを進めてきたが、事業所の不足に対しては特段出来る事がない。
38	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている特定事業所加算の取得に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	どちらとも いえない	1人職場が多い事もあり、難しい。それ以外は法人で進めていると思われ相談は特段ない。
39	特定事業所加算取得の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	該当なし	
40	地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
41	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	該当なし	拠点との連携は多いが医療的ケア児・強度行動障害の方のケースはなかった。
42	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取り組んだか。	いいえ	
43	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	どちらともいえない	まだまだ研修段階であり、担当部署等からの情報を頂いていた段階である。
44	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	該当なし	
45	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	
46	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	
47	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	
48	協議を進めていく過程において、ただ課題を抽出するだけでなく、その解決策まで協議を行ったか。	はい	
49	解決策の検討にあたって、現行制度や市の各種計画との整合性、他市の状況や費用対効果の視点、関係者との合意形成にも配慮しながら、検討を行ったか。	はい	
50	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	
51	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等につなげたか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	どちらともいえない	情報の提供は進めているが、実際のケースはない。
52	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図るなど、適切な対応を行ったか。	該当なし	
53	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	該当なし	
54	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	

「はい」と答えた数	36	(66.7%)
「いいえ」と答えた数	1	(1.9%)
「どちらともいえない」と答えた数	6	(11.1%)
「該当なし」と答えた数	11	(20.4%)

令和2年度 緑区障害者基幹相談支援センター 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化 (No. 37~41関係)

相談支援事業者に対する指導・助言の件数	5
相談支援事業者の人材育成の支援件数	5
相談機関との連携強化の取組の実施回数	26

2 計画 (障害児) 相談支援 兼務の状況 (No. 12関係)

	R2.10.1	R3.3.31	増減
兼務している専門職員数	3	3	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	485	489	4

3 専門職員の資格取得の状況 (No. 3, 6関係)

資格種別	資格名	R2.10.1	R3.3.31	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	3	0
	精神保健福祉士	1	2	1
	保健師			0
	保育士	1	1	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	4	4	0
	相談支援従事者現任研修修了者	4	4	0
	主任相談支援専門員			0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者			0
その他の 資格	強度行動障害支援者養成研修 (基礎・実践研修) 修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者		1	1
				0
				0
				0
				0

## 令和2年度 美浜区障害者基幹相談支援センター 自己評価シート

作成日：令和3年6月15日

No.	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、各地域の特性や実情に応じて効果的に取り組んだか。	はい	
2	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	
3	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行っているか。	はい	
4	職員の職場定着に向けた取組を実施しているか。	はい	
5	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	どちらとも いえない	
6	職員の資質向上を図るための効果的な取組を実施したか。	はい	
7	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	どちらとも いえない	
8	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	
9	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし	
10	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	該当なし	
11	障害者相談支援事業者から必要な業務の引き継ぎを受け、円滑な業務の移行に十分に留意したか。	はい	
12	令和3年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	どちらとも いえない	近隣の相談事業所へケース移管を行うことは難しいと判断しており、今年度、法人内において職員の相談支援専門員の資格取得を目指す。
13	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合には、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい	
14	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	
15	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	
16	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	
17	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	
18	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン、千葉市個人情報保護条例等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	
19	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	
20	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	どちらとも いえない	苦情対応についての研修は、年度内に実施する方向で検討する。
21	本委託事業と他の業務等を区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項 (努力、工夫した点、課題、今後の目標など)
22	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	
23	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	
24	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	
25	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	
26	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	いいえ	期限内に提出できるよう努力する。
27	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	
28	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	
29	障害者が、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくにはどのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	
30	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	
31	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	
32	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	
33	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	
34	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる相談窓口として、来所相談、訪問相談、電話相談のほか、FAX、メールでも相談を受け付けし、適切に対応したか。	はい	
35	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	
36	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネーターや相談の他必要な支援を行ったか。	該当なし	緊急時の支援が見込めない世帯の事前の把握には務めているが、登録に至ったケースはない。今後、他区の基幹センターと連携し、登録基準の作成などを整理する。
37	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	
38	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている特定事業所加算の取得に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	どちらとも いえない	加算取得の阻害要因の分析を基に、必要な支援が行うことが難しいと考えている。
39	特定事業所加算取得の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	
40	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	

No.	チェック項目	自己評価	特記事項 (努力、工夫した点、課題、今後の目標など)
41	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	
42	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取り組んだか。	はい	
43	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	
44	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	該当なし	
45	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	
46	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	
47	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	
48	協議を進めていく過程において、ただ課題を抽出するだけではなく、その解決策まで協議を行ったか。	はい	
49	解決策の検討にあたって、現行制度や市の各種計画との整合性、他市の状況や費用対効果の視点、関係者との合意形成にも配慮しながら、検討を行ったか。	はい	
50	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	
51	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等につなげたか。また、申し立てを行える親族がない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	
52	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図るなど、適切な対応を行ったか。	はい	
53	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	
54	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	

「はい」と答えた数	44	(81.5%)
「いいえ」と答えた数	1	(1.9%)
「どちらともいえない」と答えた数	5	(9.3%)
「該当なし」と答えた数	4	(7.4%)



令和2年度 美浜区障害者基幹相談支援センター 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化 (No. 37~41関係)

相談支援事業者に対する指導・助言の件数	20
相談支援事業者の人材育成の支援件数	5
相談機関との連携強化の取組の実施回数	5

2 計画(障害児)相談支援 兼務の状況 (No. 12関係)

	R2.10.1	R3.3.31	増減
兼務している専門職員数	1	1	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	185	179	-6

3 専門職員の資格取得の状況 (No. 3, 6関係)

資格種別	資格名	R2.10.1	R3.3.31	増減
加算対象 資格	社会福祉士	4	4	0
	精神保健福祉士	1	1	0
	保健師	0	0	0
	保育士	0	0	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	1	1	0
	相談支援従事者現任研修修了者	1	1	0
	主任相談支援専門員	1	1	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	0	0	0
	強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践研修)修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	0	1	1
その他の 資格				0
				0
				0
				0
				0